

# 関連計画集



## 資料編 関連計画集 目次

I	生駒市災害時要援護者避難支援プラン	要援護者	1～20
II	生駒市医師会医療救護計画	医療救護	1～4
III	避難所運営マニュアル	避難所運営	1～64
IV	広域災害（南海トラフ巨大地震等）対策計画	南海推進	1～6



# I 生駒市災害時要援護者避難支援プラン

計画作成年月：平成 22 年 9 月

## 第 1 章 総則

### 1 趣旨

生駒市災害時要援護者避難支援プラン（以下「避難支援プラン」という。）は、市域において災害が発生した場合又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）、避難のために必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する要援護者（以下「要援護者」という。）の生命、身体を守るため、防災部局のほか地域組織及び福祉関係団体並びに医療機関等（以下「支援期間」という。）が協力して迅速かつ的確な避難支援を図るため、市が策定するものである。

### 2 位置づけ

この避難支援プランは、生駒市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の第 2 編第 3 節第 6 項に規定する要援護者の安全確保に関連して作成するものであり、災害予防計画及び災害応急対策計画を具体化したものである。

《生駒市地域防災計画における位置付け》

第 2 編 基本計画				
第 1 章 災害予防計画	— 第 3 節 防災環境の整備	第 6 項	要援護者の安全確保	
第 2 章 災害応急対策計画	— 第 7 節 被災者救助に関する計画	第 8 項	要援護者対策	

### 3 基本方針

#### (1) 対象とする者

要援護者とは、一般的には高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、難病者、外国人及び入院中の患者等をいう。（参考：地域防災計画－基本計画第 6 項 p 7 1）

要援護者の中には、家族との同居にある日常的に特定の者からの支援を受けられる状況にある者も相当数含まれている。

この避難支援プランでは、家族以外の第三者の支援がなければ避難できない在宅の者を要援護者として位置づけて、避難支援を重点的かつ優先的に進める。

#### (2) 対象とする地域

この避難支援プランの対象地域は、本市全域とするが、実際に合わせた効果的な整備を進めるうえで、地域防災計画に掲載する土砂災害危険箇所及び警戒区域等、浸水想定区域に対する避難対象地域等の災害の危険性がある箇所又は区域（以下「災害危険区域等」という。）など、特に被災リスクの高い地域を重点的かつ優先的な対象地域とする。

### (3) 対象とする災害

この避難支援プランで想定する災害は、本市において風水害、土砂災害とする。また、市内全域に重大な被害をもたらすおそれのある地震災害や、その他の災害においても、この避難支援プランに準じた対応を実施するものとする。

## 4 構成

この避難支援プランは、要援護者の避難支援に関する全体的な考え方を示した「全体計画」と、要援護者一人ひとりに対する支援方法等を示した個別計画（以下「個別支援計画」という。）によって構成されるものである。

## 第2章 避難支援体制の構築

### 1 支援体制の整備

#### (1) 市における避難支援体制の整備

市は、この避難支援プランでの円滑な運用を図るため防災担当部局と協力して要援護者の避難支援のための業務を推進するものとする。

日頃から要援護者リストや個別支援計画の作成、管理を行うとともに、要援護者本人やその家族からの相談等を受けるための体制を整備する。

また、災害時には「要援護者対策班」を編成して、情報の収集や伝達に努め、支援を受けられない要援護者に対して必要な避難支援が実施できる体制を整備する。

#### (2) 地域における避難支援体制の整備

自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等は、日頃から地域の要援護者の所在や状態について把握するとともに地域の支援ネットワークづくりを促進し、災害時には協力して要援護者の避難支援が実施できる体制の整備に努める。

#### (3) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等による避難支援体制の整備

社会福祉施設や福祉サービス事業者等は、日頃から施設利用者に対する災害時の対応方法を定めておくとともに、災害時には自らが保有する資機材や福祉車両等を活用して避難支援が実施できる体制の整備に努める。

## 2 関係機関の役割

### (1) 市の役割

- ①要援護者の把握と個別支援計画の作成・管理
- ②災害や避難に関する情報の伝達体制の整備
- ③支援機関との協力関係の構築及び連絡体制の確立
- ④一般の指定避難所における要援護者に配慮した設備の改善
- ⑤一般の指定避難所では対応が困難な要援護者を収容できる避難所（以下「福祉避難所」という。）の指定

- ⑥自主防災組織等の結成促進、自主防災力強化のための資機材の整備
- ⑦要援護者の避難支援に関する知識の普及啓発
- ⑧要援護者参加型の防災訓練の企画・実施
- ⑨避難準備情報等の発表及び伝達
- ⑩災害時における避難支援
- ⑪災害時における要援護者の避難状況の把握及び安否確認
- ⑫災害時における難病患者に対する避難誘導及び安否確認への協力
- ⑬災害により保護を要する障がい児（者）等の把握及び措置
- ⑭避難所における要援護者の心のケア及び健康管理に関する指導・助言

## （2）自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員の役割

- ①要援護者の把握及び調査への協力
- ②個別支援計画の作成、更新作業への協力
- ③個別支援計画作成（要援護者登録）への働きかけ
- ④災害時における避難準備情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力
- ⑤避難所における要援護者の心のケア
- ⑥災害時における避難行動の支援

## （3）消防団の役割

- ①災害時における避難準備情報等の伝達
- ②災害時における避難行動の支援又は救助

## 第3章 要援護者情報の把握・共有

### 1 要援護者リストの作成

市は、市域における要援護者の全体像を把握するため、一般的に要援護者といわれる者のうち、主として支援が必要な対象者として考えられる高齢者、障がい者、難病患者等について、市の福祉関係課から収集した情報と、民生委員・児童委員による調査結果や関係機関から収集した情報により要援護者リスト（以下「要援護者リスト」という。）を作成する。

なお、妊産婦、乳幼児、外国人については、対象となる者の移り変わりが著しいことから、市の関係部課において支援が必要な状況にある者の把握に努めるものとする。

### 2 要援護者リストの対象者（要援護者の要件）

要援護者リストの対象者は、次に掲げる者のうち在宅の者とする。

- ①70歳以上のひとり暮らし高齢者
- ②介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定において、要介護3以上の認定を受けている者
- ③身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表

第 5 号身体障害者障害程度等級表の 1 級・2 級の者

- ④「療育手帳制度について」（相和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている A 判定の者
- ⑤精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（平成 7 年法律第 94 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 1 級の者
- ⑥特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者
- ⑦前各号に準じる状態にあつて、自ら要援護者であることを申し出た者

### 3 情報の収集

#### （1）市による情報の収集

市は、要援護者リストを作成するため、生駒市個人情報保護条例第 7 条第 3 項の規定に従い、福祉関係課が保有する次に掲げる台帳から要援護者の要件に合う者の情報を収集する。

- ①住民基本台帳
- ②高年齢者台帳
- ③要介護認定台帳
- ④身体障害者更生指導台帳
- ⑤療育手帳交付台帳
- ⑥精神障害保健福祉手帳交付台帳
- ⑦市の関係部課において支援が必要な状況にあると判断している者

#### （2）関係機関の協力による情報の収集

市は、次に掲げる関係機関の協力で行う調査等により要援護者の情報を収集する。

この調査等は、1 号様式「災害時要援護者調査票」を用いて行うものとするが、収集する情報の項目を満たす独自の様式等を利用することもできる。

- ①民生委員・児童委員によるひとり暮らし高齢者世帯への訪問調査
- ②居宅介護支援事業者や地域包括支援センターからの情報の提供
- ③郡山保健所が所管する特定疾患医療受給者台帳に基づく情報の提供
- ④障がい者団体からの情報の提供
- ⑤その他必要に応じて実施される情報の提供
- ⑥ごみ収集（まごころ収集）

#### （3）収集する情報の項目

要援護者リストに記載する要援護者の情報は、次のとおりとする。

- ①小学校区
- ②要援護者の要件区分（介護・障がいの状況）
- ③氏名、続柄
- ④性別
- ⑤生年月日（年齢）

- ⑥住所
- ⑦電話番号（ひとり暮らしの場合のみ）
- ⑧世帯構成（氏名、続柄、性別、年齢）
- ⑨緊急連絡先（ひとり暮らしの場合のみ）
- ⑩災害時における避難に関する事項
- ⑪ひとり暮らし情報（民生委員、主治医、通院、健康状態、食生活等）
- ⑫住民コード
- ⑬その他の特記事項

#### 4 要援護者リストの適正管理

##### （1）保管及び使用の制限

市は、要援護者リストを電子計算組織上に電子データ化して保管し、次に掲げる目的にのみ使用できる。

- 1）要援護者の把握及び情報の更新
- 2）要援護者登録制度への登録促進
- 3）安否情報の確認

##### （2）情報の更新

要援護者リストの適切な更新は、災害時における迅速かつ的確な支援を実施するために必要不可欠である。

要援護者リストは、時期を定めて年1回以上、これを行うものとする。また、対象者の異動や状況の変化を把握した場合は、随時に追加や修正を行うこととし、常に情報を適正に保つよう努める。

##### （3）情報の共有

要援護者リストに記載する情報は、市の防災関係課においても共有するものとする。

また、関係機関の協力による調査等の対象者に関する情報については、その関係機関との間に限り共有することができる。

なお、要援護者リストに記載されている内容には個人情報が含まれることを考慮し、法令等により守秘義務が課せられている関係機関以外と情報を共有する場合、情報の提供を受ける関係機関は、2号様式「災害時要援護者情報に係る秘密の保持に関する契約書」を市に提出するものとする。

## 災害時要援護者調査票

記入日：平成 年 月 日

### 【対象者】

ふりがな		抽出理由	<input type="checkbox"/> 70歳以上の一人暮らしの方
氏名			<input type="checkbox"/> 要介護（3以上）
住所			<input type="checkbox"/> 障がい者手帳 （身体1・2級、療育A、精神1級）
生年月日			<input type="checkbox"/> 難病患者 <input type="checkbox"/> その他（ ）

■あなたのご加入の自治会名をご記入ください。

自治会

■あなたは、風水害や土砂災害などが発生し、避難しなければならない場合、自分ひとりで、または、家族や知人などの手助けをかりて近くの避難場所（別紙）へ避難できますか？ 次の1か2のいずれかに○をしていただき、福祉支援課あてにご返送ください。

### 1. 避難できる(避難支援員の選定を希望しません)

↳ その理由は、(次のアからウのいずれかに○をしてください)

ア 自分ひとりで避難できるから。

イ 同居している家族の手助けで避難できるから。

ウ 近隣の親族や知人などの手助けで避難できるから。

⇒ この調査票だけをご返送ください

### 2. 避難できない(避難支援員の選定を希望します)

⇒ この調査票と3号様式をご記入のうえご返送ください。

※後日、自治会役員や民生委員の方が、3号様式の裏面に記載いただいた内容等の確認や避難支援員の選定について、ご自宅まで聞き取りにうかがいます

2号様式

## 災害時要援護者情報に係る秘密の保持に関する誓約書

生駒市長 あて

私は、生駒市災害時要援護者避難支援プランに基づく災害時要援護者に係る個別支援計画の作成、共有に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び奈良県個人情報保護条例（平成12年奈良県条例第32号）並びに生駒市個人情報保護条例（平成10年条例第1号）の趣旨を尊重して関係規定を遵守するとともに、提供のあった情報については他への漏洩及び私的利用はしないことを堅く誓います。

平成 年 月 日

住 所：

代表者名：

⑨

## 第4章 個別支援計画の作成と要援護者登録制度

### 1 個別支援計画の作成

市は、要援護者の避難誘導を迅速かつ的確に行うため、要援護者本人又はその家族等とともに、個々に対応する避難支援員や支援の方法、支援に関する必要事項等を示した個別支援計画を作成する。

個別支援計画は、市が、要援護者リストを活用した要援護者への聞き取り調査を基本としながら、自ら若しくは民生委員・児童委員又はその他の関係機関に協力を依頼して作成する。

また、要援護者自らの申し出による作成（手上げ方式）や、第三者から提供される情報をもとに実施する調査に基づいて作成することもできる。

### 2 個別支援計画の対象者

個別支援計画は、要援護者リストに登載された要援護者のうち、次に掲げる者について重点的かつ優先的に作成する。

- ①災害危険区域等に居住する者
- ②同居又は同一敷地内に家族がいない者
- ③利用している福祉サービス提供施設等からの災害時の支援がない者
- ④家族など身近にいる者のみでは十分な支援を行えない者
- ⑤夫婦がともに障がい者のみの世帯の者
- ⑥前各号に準じる状態にある者

### 3 個別支援計画の内容

個別支援計画書には、要援護者リストに記載された項目と併せて避難支援に必要な次に掲げる事項を記載する。

- ①加入している自治会名（未加入の場合は、管轄の自治会名）
- ②避難支援員
- ③支援方法
- ④緊急通報システム設備の有無
- ⑤かかりつけの医療機関
- ⑥携行する医薬品等
- ⑦情報伝達での留意事項
- ⑧避難誘導時の留意事項
- ⑨避難先での留意事項
- ⑩支援者への情報提供に関する同意の確認

### 4 個別支援計画の適正管理

#### （1）保管及び使用の制限

市は、要援護者に関して収集した情報を要援護者リストに追加するとともに、作成した個別支援計画を台帳として整備し、福祉関係課において保管する。

なお、市及び支援者は、個別支援計画を要援護者の避難支援に関する目的以外に使用してはならない。

## (2) 情報の更新

個別支援計画の適切な更新は、災害時における迅速かつ的確な支援を実施するために必要不可欠である。

市の福祉関係課は、対象者の異動や状況の変化を把握した場合は、要援護者本人及び避難支援員による確認のもとで随時に追加や修正を行い、常に計画の内容を適正に保つよう努める。

## (3) 情報の共有

個別支援計画に記載された情報は、市及び要援護者本人のほか、要援護者本人又はその家族等が情報提供に関して同意した避難支援員又は支援機関で共有する。

## (4) 緊急時の情報提供

災害時において要援護者の生命・身体を保護するために必要かつ緊急を要する場合には、本人の同意を得ることなく救出活動等を行う者又は機関に対してリスト及び個別支援計画の情報を提供できるものとする。

# 5 要援護者登録制度

## (1) 災害時要援護者台帳の作成

市は、避難支援体制を整備するため、要援護者リストの対象者に「災害時要援護者調査票」、「災害時要援護者台帳登録申請書兼個別支援計画書」等を発送し、制度に関する周知とともに、災害時要援護者台帳の登録への意思確認、個別支援計画書における個人情報の、関係機関への情報提供に関する要援護者本人や家族の同意をもって災害時要援護者台帳（以下「台帳」という。）を作成する。

## (2) 台帳の情報共有及び管理

市は、要援護者本人や家族からの個人情報提供に関する同意を得た、地域の支援機関等と情報を共有する。

台帳の情報共有について、生駒市個人情報保護条例の規定に準拠し、誓約書の提出により、要援護者情報の漏洩防止に努め、適正に管理するとともに、取扱いについて十分注意するものとする。

## (3) 台帳の情報更新

市は、年1回、台帳の情報更新を行うとともに、災害時要援護者リストに変更があった場合、または、地域の関係機関から災害時要援護者情報等の変更の届け出があった場合、適宜、最新の情報に更新する。

#### (4) 登録窓口の設置

市は、要援護者自らの申し出（手上げ方式）により個別支援計画の作成ができる要援護者登録制度（以下「登録制度」という。）を設ける。そのため、市の福祉関係課に登録窓口を設置するものとする。

登録は、3号様式「災害時要援護者台帳登録申請書兼個別支援計画書」の提出によって行うものとする。

3号様式（表）

災害時要援護者台帳登録申請書 兼 個別支援計画書

記入日：平成 年 月

生駒市長 宛

私は、災害時要援護者台帳への登録を申請します。また、同台帳及び個別新計画書（裏面）に記載する情報を市の関係部署や下記の情報提供先（関係機関等）へ提供することに同意します。

登録者氏名 (自署)	印	電話（自宅）	
		電話（携帯）	
		F A X	

※「登録者氏名」の欄にご本人が記入できない場合は、以下の欄に代理の方（配偶者、扶養義務者等）がご記入ください。

代理人氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_（登録者との関係： \_\_\_\_\_）  
 代理人住所 \_\_\_\_\_ 電話番号（F A X） \_\_\_\_\_

【登録者】

ふりがな		抽出理由	<input type="checkbox"/> 70歳以上の一人暮らしの方 <input type="checkbox"/> 要介護（3以上） <input type="checkbox"/> 障がい者手帳 （身体1・2級、療育A、精神1級） <input type="checkbox"/> 難病患者 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
氏名			
住所			
生年月日			
性別			

【情報提供先】

この用紙に記入されている情報は、市の関係部署のほか、次の関係機関やお住いの地域の支援関係者に提供します。個人情報、災害時の要援護者支援目的以外に、外部提供することはありません。

- ・消防本部
- ・社会福祉協議会
- ・自治会（自主防災会）
- ・民生委員・児童委員
- ・あなたの避難支援員

裏面もご記入ください ⇒

## — 個別支援計画書 —

## 【必要な支援】

必要な支援 (希望する項目に○を付けてください)	1. 「避難情報の伝達」(伝達方法に配慮が必要な方) 2. 「避難行動の支援」(自力でも家族でも対応が困難な方) 3. 上記1、2の両方
特記事項 (避難する場合において配慮すべき事項)	(記入例) ・耳が聞こえにくいため、大きな声でお願いしたい。 ・足が不自由ため移動は車いすや介助が必要。など

## 【緊急時のご家族等の連絡先】

1	住 所		登録者との関係	
	ふりがな		電話(自宅)	
	氏 名		電話(携帯)	
2	住 所		登録者との関係	
	ふりがな		電話(自宅)	
	氏 名		電話(携帯)	

## 【その他の情報】

かかりつけの病院	
必要なお薬	

これより下は記入しないでください。

## 【避難支援員】

避難支援員となっていていただく方は、別紙「Q&A」をごらんの上、役割をご理解いただきますとともに、この【避難支援員】の欄に記載する情報を市の関係部署及び表面の情報提供先(関係機関等)へ提供することに同意の上、自署でご記入ください。

自署で記入です	住 所		登録者との関係	
	ふりがな		電話(自宅)	
	氏 名		電話(携帯)	
自署で記入です	住 所		登録者との関係	
	ふりがな		電話(自宅)	
	氏 名		電話(携帯)	

## 第5章 避難準備情報等の発表

### 1 避難準備情報

市は、あらかじめ災害の発生や状況の悪化が予測できる場合において、要援護者が避難行動を開始するための情報、又は避難支援員が要援護者への支援を開始するための情報として「避難準備情報」を発表する。

### 2 避難準備情報等の発表・発令の判断基準

市は、雨量情報や気象情報・土砂災害警戒情報・河川洪水予報等の災害関連情報と、避難行動に適切な時間帯等とを総合的に判断して、生駒市地域防災計画に基づき避難準備情報や避難勧告又は避難指示（以下「避難準備情報等」という。）を発表又は発令する。

《避難準備情報等の発表又は発令の要件》

区分	発表又は発令の要件	住民に求める行動
避難準備情報	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため、避難に時間を要する高齢者や障がい者等の要援護者の方々にいち早く安全な場所に避難していただく必要があると認めたととき（市の避難基準に準ずる）	<ul style="list-style-type: none"> <li>要避難者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援員は支援行動を開始）</li> <li>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>
避難勧告	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたととき（市の避難基準に準ずる）	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始</li> </ul>
避難指示	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたととき（市の避難基準に準ずる）	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令後で避難中の者は、確実な避難行動を直ちに完了</li> <li>未だ避難をしていない者は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動</li> </ul>

## 第6章 情報伝達・避難誘導・安否確認の実施

### 1 情報伝達

#### (1) 情報伝達体制の整備

##### 1) 市

市は、災害時における避難準備情報等や災害関連情報について、要援護者本人のみならず、その家族や避難支援員に対しても広く周知を図る必要がある。また、発生しうる電話回線の混雑や停電等による通信手段の途絶等に対処できるよう、特定の伝達手段にとらわれることなく、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

特に、直接的な情報伝達のために携帯メールサービスの普及に努めるとともに、災害危険区域等に重点を置いた同報系防災行政無線の整備を検討する。

また、提供する情報については、聴覚障がい者や外国人にも配慮して外国語や文字放送を行うなど情報発信での支援を行うよう努める。

#### 《多様な情報伝達手段の確保》

情報伝達手段	音声	文字
市の広報車による広報	○	
放送事業者（テレビ、ラジオ）への情報提供による放送	○	○
ケーブルテレビ、市政広報番組ラブリータウンいこまへの情報提供による放送	○	○
携帯メールサービス（奈良県防災・防犯メールサービス等）		○

市は、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の災害危険区域に在り、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設について、生駒市地域防災計画において「要援護者関連施設」として規定し、電話又はファックスを用いて、避難準備情報等や災害関連情報を伝達するとともに、地域防災計画の要綱に基づいて、当該地区の自治会等に対しても同様に避難準備情報等や災害関連情報を伝達する。

##### 2) 避難支援員及び関係機関

避難支援員や要援護者を支援する関係団体等は、市が提供する避難準備情報等や災害関連情報を確実に取得するため、携帯メールサービスの積極的な導入を進めるとともに電話連絡網等による情報伝達体制の整備を図る。

#### (2) 情報伝達の実施

##### 1) 市

市は、避難準備情報等や災害関連情報を発表したとき及び避難所を開設したときは、速やかに多様な情報伝達手段を活用して情報の提供、伝達を行う。

##### 2) 避難支援員

情報伝達を行う避難支援員は、市や防災関係機関が発表する情報を入手し、又は情

報の伝達を受けたときは、直ちに自らが担当する要援護者本人又はその家族への連絡を試み、災害の状況を説明するとともに避難に対する心構えと準備を勧める。

また、避難準備情報等が発表された場合は速やかな避難を促すものとする。

### 3) 関係機関

要援護者を支援する関係団体等は、要援護者の様子を電話又は直接訪問によって確認し、台風等が接近していることなどを伝えるとともに、避難準備情報等が発表されているときは避難の開始を促し、自ら避難できるものに対しては早期の自主避難を勧める。

## 2 避難誘導

### (1) 避難誘導體制の整備

#### 1) 市

市の要援護者対策班は、避難準備情報等の発表の状況や避難所の開設状況を把握し、支援者や要援護者を支援する関係団体等からの照会や支援実施の連絡に迅速に対応するほか、公用車両の待機、避難所等との連絡、支援を要請する関係機関との連絡を密にするなどして迅速かつ的確な避難誘導が実施できる体制を整備する。

#### 2) 避難支援員

避難誘導を行う避難支援員は、市が提供する避難準備情報等や災害関連情報を確実に取得するため携帯メールサービスなどの積極的な導入を進めるとともに、常に担当する要援護者の電話番号を携帯するなどして連絡手段を確保し、迅速な避難誘導が実施できる体制を整備する。

#### 3) 関係機関

要援護者を支援する関係団体等は、組織内に要援護者支援のための班を編成し、自らが保有する資機材や福祉車両を準備するなどして、必要に応じて迅速な避難誘導が実施できる体制を整備する。

### (2) 避難誘導の実施

#### 1) 市

要援護者対策班は、避難支援員や関係機関からの問い合わせに対して、受入れ可能な施設に関する情報を提供することにより避難誘導を支援する。

また、自力での避難が困難であり、関係機関からの支援を受けられない状況にある要援護者に関する通報を受けた場合、必要に応じて市の公用車両を活用して避難誘導を実施する。

#### 2) 避難支援員

避難誘導を行う避難支援員は、風雨が強くなる以前において、個別支援計画書に基づき要援護者の状況に応じた付き添い又は補助を行い、最寄りの指定避難所又は、あらかじめ定められた避難所への避難を行う。

また、避難誘導を実施した場合は、市の要援護者対策班に、避難支援員の氏名、要援護者の避難先を連絡するものとする。

### 3) 関係機関

要援護者を支援する関係団体等は、風雨が強くなる以前において、自らが保有する資機材や福祉車両等を活用して要援護者を避難所などの安全な場所へ移送する。避難誘導を実施する際は、必ず要援護者の特性を理解している者が付き添い、努めて冷静に接して安心させるように行い、市の要援護者対策班に、支援した者の所属と氏名、要援護者の避難先を連絡するものとする。

### (3) 避難誘導における留意事項

避難支援員及び関係機関は、風雨が強い場合や浸水が始まっているなど自身の安全が確保できない状況においては、専門的な装備や資機材が必要となることから無理な外出は控え、市の要援護者対策班、消防本部、消防団に状況を連絡して応援を要請する。

また、罹災等のショック等による急激な容態の悪化や怪我をした要援護者については、速やかに消防本部への連絡を行い緊急手当て又は入院が可能な医療機関への搬送を行う。

そのほか、医療行為が必要な要援護者についても、かかりつけの医療機関又は医療機関との連携を図る。

## 3 安否確認

### (1) 安否情報の収集体制の整備

住民の生命、身体に被害を及ぼす規模の災害が発生した場合、市、避難支援員、関係機関は、協力して迅速かつ的確に要援護者の安否確認を行う。

#### 1) 市

市は、避難支援員や関係機関による安否情報の集約や照会に一元的に対応するため、要援護者対策班に安否情報窓口を設置する。

#### 2) 避難支援員

避難支援員は、常に担当する要援護者の連絡先を携帯するなどして連絡手段を確保し、迅速な安否確認が実施できる体制を整備する。

#### 3) 関係機関

要援護者を支援する関係団体等は、関係する要援護者の安否について相互に協力して情報を交換できる体制を整備し、実施可能な範囲内での把握に努める。

①自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等は、日頃の地域活動を通じて要援護者の所在や避難先となりうる場所等を把握し、地域における情報の集約を図り、市の安否情報窓口への円滑な情報提供ができる体制を整備する。

②地域包括支援センターは、介護支援専門員（ケアマネージャー）がホームヘルプサービス等の利用者の安否について確認し、地域包括支援センターで情報を集約して市の安否情報窓口へ情報を提供できる体制を整備する。

また、介護サービス事業者等とのネットワークを活用した安否確認の体制づくりに努めるものとする。

## (2) 安否確認の実施

安否確認は、避難支援員及び関係機関が持つ連絡網等を最大限に活用して可能な限り直接の連絡により迅速に安否の確認を行うものとする。

市は、要援護者リストと関係機関が把握した安否情報や避難所の避難者名簿等とを照らして避難の状況を把握しつつ、要援護者に係る問い合わせ等への対応を行うものとする。

避難支援員又は支援を実施した者は、要援護者を避難所や親族宅等へ移送した場合のほか消息が不明な者について市の安否情報窓口連絡し、生命、身体に影響するような被害が想定される者があるときは、速やかに消防機関及び警察等との連絡を図り、救出活動のための体制を整える。

## 第7章 避難所における支援体制

### 1 避難所の開設

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地域防災計画に定める基準に基づき速やかに避難所を開設し、避難者を受入れる体制を整えるとともに、避難所を開設したことについて、多様な情報伝達手段を活用して住民への周知を図るものとする。

### 2 福祉避難所の設置

#### (1) 福祉避難所の必要性

要援護者は、日常的に介護、支援等が必要な場合が多く、避難所に指定されている施設においても介護等が必要となるケースが少なからず発生することが予想されるとともに、一般の避難所は、階段や段差が多いこと、障がい者用トイレがないことなど、必ずしも高齢者や障がい者等に配慮した構造になっていないほか、常に介助が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。

このことから、介助者の有無や障がい者の種類・程度等に応じて優先順位をつけ、福祉避難所への対応を図るものとする。

市は、要援護者の特性に応じた専用の避難所（以下「福祉避難所」という。）の設置について、一般の避難所とは別に指定するよう努める。

#### (2) 福祉避難所の対象者

福祉避難所の対象者は、要援護者等であって、避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の者とする。

また、対象者を介助する家族等も対象者とともに避難することができる。

#### (3) 福祉避難所となる施設

市は、福祉避難所として市内で利用可能な施設の状況を把握するものとする。利用可能な施設とは、災害危険区域等でない次に掲げる施設とする。

①特別養護老人ホームなどの入所可能な老人福祉施設

②一般の避難所で、介護や医療相談等を受けるための空間を確保できる施設

#### (4) 福祉避難所の指定と利用

市は、前記の施設等に対して福祉避難所の設置について広く協力を求め、協力を得られる市内数か所の施設を福祉避難所として指定することができる。

市は、福祉避難所を指定する場合は、当該施設との間で、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定をあらかじめ締結し、受入れる際の要件、受入可能人数、受入体制（運営スタッフ、備品、備蓄物資など）、業務の範囲、情報伝達体制、費用負担等について明らかにしておくことにより円滑な福祉避難所の開設、受入、運営を図るものとする。

また、市は、災害時において指定した福祉避難所を開設しようとする場合は、あらかじめ当該施設管理者と十分な連絡調整を図り、受入れ可能状況を把握し、本来の機能や入所者・利用者への処遇に支障をきたさないよう十分に配慮するものとする。

なお、福祉避難所の利用は、緊急避難的な場所の利用の場合であり、通常当該施設から提供されるサービスの水準を期待するものではないため、特別なサービスを必要とする場合は緊急入所、ショートステイ等を活用するものとする。

### 3 運営における留意事項

#### (1) 避難所生活での配慮

##### 1) 救援物資の供給に関する配慮

市又は自主的な避難所運営組織は、避難所の運営にあたっては要援護者に配慮する。

##### 2) 情報提供での配慮

避難者への情報提供は、音声だけでなく聴覚障がい者にも配慮して必ず掲示も併用する。また、外国人への配慮として、外国語やイラストも用いて理解しやすい内容で掲示を行うよう努める。

#### (2) 心身の健康管理

##### 1) 医療班による巡回

医師、保健師、看護師、栄養士等が避難所を適宜巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じるとともに必要な医療ケアを行うことにより、障がいの重度化や合併症の予防に努める。

また、ライフラインが停止している状況で自宅での生活をおくる被災者に対しても、巡回による医療ケアの実施に努める。

##### 2) こころのケア

災害による大きなショックや強い不安感、又は長期化する避難所生活のなかでのストレスの蓄積による精神的な負担を軽減するため、ボランティアや地域の人たちによる話しかけや気軽な手伝いなど、要援護者への理解と交流を行う。

また、精神科医や臨床心理士、保健師等の協力を得て「こころのケア」の実施に努める。



## Ⅱ 生駒市医師会医療救護計画

### 【総則】

この計画は、平成23年5月16日付けで生駒市と一般社団法人生駒市医師会（以下「医師会」という。）との間で締結された「災害時における医療救護についての協定書（以下「協定書」という。）」第2条の規定により策定するものである。

### 【計画の構成】

- 1 災害対策関係業務
- 2 生駒市医師会災害対策本部
- 3 医療救護施設
- 4 医療救護の対象者及び区分
- 5 医療救護班の編成と派遣指示等
- 6 救護所における医療救護活動
- 7 救護病院における医療救護活動
- 8 医薬品、医療用資機材等の確保
- 9 通信手段
- 10 その他
- 11 計画の実施

### 1 災害対策関係業務

医師会が関わる災害対策関係業務は、協定書に基づく医療救護活動を基本とし、次のとおりとする。

#### (1) 平常時

平常時において医師会が実施する業務は、次のとおりとする。

- ① 災害発生時における医療救護班の編成、出動体制の整備
- ② 災害発生時における連絡網・通信手段の整備
- ③ 医薬品等の備蓄体制の整備のための生駒市との連携
- ④ 生駒市、消防、警察等関係機関と連携した防災訓練の実施
- ⑤ その他災害発生時における医療救護活動に必要な事項

#### (2) 災害時

災害時において医師会が実施する業務は、次のとおりとする。

- ① 生駒市医師会災害対策本部の設置
- ② 生駒市災害対策本部との連絡・調整
- ③ 医療機関への伝達及び指示
- ④ 医療救護班の編成と派遣
- ⑤ 被災者の救護、救助その他保護活動

- ⑥ 被災者の人数、医療機関の被災状況等医療情報の収集
- ⑦ 医薬品、医療用資機材等の確保の協力
- ⑧ その他医療救護活動に必要な事項

## 2 生駒市医師会災害対策本部

- (1) 医師会は、災害時において生駒市災害対策本部（以下「市本部」という。）の要請により、生駒市医師会災害対策本部（以下「医師会本部」という。）をセラビーいこまに設置し、医療救護拠点とする。
- (2) 医師会本部の構成及び連絡順位は、別表1のとおりとし、参集の連絡は携帯電話等により行う。ただし、生駒市域において震度5強以上の地震が発生した場合は、自動参集するものとする。
- (3) 医師会本部に本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、生駒市医師会会長及び副会長がこれにあたる。
- (4) 医師会本部の業務は、次のとおりとする。
  - ① 市本部との連絡・調整
  - ② 医療情報の収集・整理
  - ③ 市内外医療機関との連絡・調整
  - ④ 救護所の統括・調整
  - ⑤ 医療救護班の編成・派遣
- (5) 本部長は、前項の医師会本部の業務を統括し、すべての医療救護活動が迅速かつ円滑に行われるよう総合指導するとともに、市本部、救護所等との連絡調整を行う。
- (6) 医師会副会長があたる副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (7) 医師会防災担当理事があたる副本部長は、市本部において市本部及び医師会本部からの情報を共有するとともに、必要に応じて医薬品、輸血用血液等の調達・斡旋、医療用水、発電設備等の配備、要救護者の搬送の要請等、市本部と医師会本部等との連携に必要な連絡調整等を行う。

## 3 医療救護施設

災害時における医療救護施設は、本市内の各中学校内に設置された救護所(以下「救護所」という。)及び救護病院とし、それぞれの施設が医療救護活動の機能を分担するものとする。

## 4 医療救護の対象者及び区分

- (1) 医療救護の対象者は、次のとおりとする。
  - ① 災害による負傷者
  - ② 人工透析等医療の中断が致命的となる患者及び日常的に発生する救急患者（緊急に医師の措置を必要とする脳卒中、出産等を含む）
  - ③ 災害時における異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者

(2) 医療救護の対象者を、次のとおり区分する。

- ① 重症患者生命を救うため、直ぐに手術等入院治療を要する者
- ② 中等症患者多少治療の時間が遅れても生命に危険はないが、入院治療を要する者
- ③ 軽症患者上記以外の者で、医師の治療を必要とする者

## 5 医療救護班の編成と派遣指示等

- (1) 災害時における医療救護班は、各中学校区を単位として編成し、各班を構成する医師及び連絡網は、別表2及び別表3のとおりとする。
- (2) 各医療救護班に班長を置き、医療救護活動に関する事項の指揮を行うとともに、不足する医薬品人員、後方搬送、その他救護所の状況等を医師会本部に報告し、医師会本部を通じて市本部に必要な措置を要請する。
- (3) 救護所に派遣する医師の人員、派遣先等は、災害の規模、被災状況等により医師会本部と市本部が協議の上、決定するものとする。
- (4) 本部長は、市本部から医療救護活動のための医師の派遣要請を受けた場合は、各医療救護班の班長に対し携帯電話等により医師の派遣を指示する。ただし、生駒市域において震度5強以上の地震が発生した場合は、各医療救護班は各中学校の救護所へ自動参集するものとする。
- (5) 救護所へ参集する医師は、別表4に掲げる医薬品、医療用資機材等を携行するように努めるものとする。

## 6 救護所における医療救護活動

- (1) 救護所は、原則として軽症患者に対する処置を行うものとする。
- (2) 救護所における医療救護活動は、次のとおりとする。
  - ① トリアージ
  - ② 傷病者に対する応急処置（必要に応じて中等症患者及び重症患者に対する応急処置を含む）
  - ③ 傷病者の後送医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
  - ④ 市本部への患者搬送手配要請及び処置状況等の報告
  - ⑤ 助産（搬送先助産施設の照会、手当て等）
  - ⑥ 医療救護活動の記録
  - ⑦ 死亡の確認
  - ⑧ その他状況に応じた処置
- (3) 救護所における医療救護活動は、原則として24時間体制とし、医療救護施設間の連携を図るものとする。

## 7 救護病院における医療救護活動

- (1) 救護病院は、中等症患者及び重症患者の処置及び収容を行うものとする。
- (2) 救護病院における医療救護活動は、医師会本部長の指示により行うものとし、その活

動は次のとおりとする。

- ① トリアージ
  - ② 中等症患者及び重症患者の処置および収容
  - ③ 近畿大学医学部奈良病院等災害拠点病院への患者搬送手配
  - ④ 助産（出産及び搬送先助産施設の照会、手当て等）
  - ⑤ 医師会本部への処置状況等の報告
  - ⑥ 医療救護活動の記録
  - ⑦ 死亡の確認
  - ⑧ その他状況に応じた処置
- (3) 救護病院の医療体制は、原則として既存病院の組織をもって充てるものとし、医療救護活動は24時間体制とする。

## 8 医薬品、医療用資機材等の確保

- (1) 医療救護班が使用する医薬品、医療用資機材等（以下「医薬品等」という。）は、下記のとおりとする。
- ① 各救護所に備蓄された医薬品等
  - ② セラビーいこまに備蓄された医薬品等
  - ③ 休日夜間応急診療所に備蓄された医薬品等
  - ④ 救護所へ参集した医師が携行する医薬品等
  - ⑤ セラビーいこまに設置された医薬品集積センターに市本部又は奈良県等を通じて確保された医薬品等
- (2) 医薬品等は、前項第1号から第4号に掲げるものを有効に活用するが、不足するときは医師会本部が市本部に要請するものとする。

## 9 通信手段

市本部、医師会本部、救護所及び救護病院との間における通信手段については、生駒市がそれぞれに配備する防災無線機により行う。

## 10 その他

- (1) 災害時における医療救護活動は、本計画を基本として行うが、災害の規模、被災状況等に応じて臨機応変に対応するものとする。
- (2) この計画に定めるもののほか、この計画を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

## 11 計画の実施

この計画は、平成25年12月3日から実施する。

## Ⅲ 避難所運営マニュアル

巨大地震等大規模災害時用避難所運営マニュアル（初動期編 ver. 1.2）

平成 26 年 7 月 生駒市危機管理課

### 第 1 章

#### 避難所運営の基本方針

# 第1章 避難所運営の基本方針

## 1 避難所は、地域の人々の安全を確保し、生活再建を始めるための地域の防災拠点として機能することを目指します。

- ① 災害発生直後の避難所は、住民の生命・身体の安全を確保する場です。
- ② 災害が収まって、家屋の被害や電気、水、ガスなどのライフラインの機能低下により生活が困難になったときは、避難所は、在宅被災者も含めて、**最低限の生活支援**を行う場となります。
- ③ 避難所で提供する生活支援の主な内容は、次の4つです。
  - ア 生活場所の提供
  - イ 水、食料、生活物資の提供
  - ウ トイレなどの衛生的環境の提供
  - エ 生活情報、再建情報の提供
- ④ 生活支援のためには、生駒市災害対策本部で必要な物資などの数量を確実に把握する必要がありますので、避難者の**世帯単位での名簿**を作成します。
- ⑤ 避難者一人ひとりの人権を尊重し、プライバシーの確保を図るとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点等にも配慮するよう努めます。
- ⑥ 避難所の開設、運営は、市職員が責任者となり進めます。不在のときは施設管理者、さらに不在のときは避難所リーダー（避難者のうちで自治会長や自主防災会長）が中心となって進めます。
- ⑦ 学校の避難所は、早期に学校再開が求められることから、小中学校の教室を避難所として利用することは好ましくありませんが、大規模災害時には利用せざるを得ないと考えられます。なお、小中学校を避難所として利用する場合は、状況に応じて避難者を受け入れてはならない部屋(室)を明確にする必要があります。
- ⑧ 学校が避難所となった場合は、教職員は児童生徒の安全確保を最優先に行います。避難者は市職員と協力して、或いは互いに協力し合って避難所運営に当たることとなります。教職員も可能な範囲で避難所運営に協力できるよう努めます。

## 2 避難所は、地域のライフラインが復旧する頃まで設置し、応急仮設住宅建設後は速やかに閉鎖します。

- ① 住宅(家屋)をなくした人に対しては、避難所閉鎖後は応急仮設住宅等で対処します。

### 3 避難所では、避難者自らによる生活再建を原則とします。

- ① 避難所を自主的に運営するために、生活の単位となる「班」（受け入れた部屋ごと、あるいは10世帯程度）と、役割を分担した「係」を編成するとともに、「**避難所運営委員会**」を組織し避難所運営に関わる事項を協議、決定します。なお、避難所運営委員会は、男女のニーズの違いに的確に対応できるようにするために各班から選出された男性1名、女性1名の班代表と、市職員、施設管理者、各運営係の代表で構成します。
- ② 避難所では、避難者相互の負担をできるだけ軽減し、少しでも過ごしやすくするために、**資料1「避難所のルール」**を遵守します。
- ③ 避難所の運営が特定の人々に過重に負担とならないように、市職員、施設管理者を含めて、できるだけ交替や当番などにより対応することとします。

### 4 生駒市の災害対策本部は、避難所の後方支援を行います。

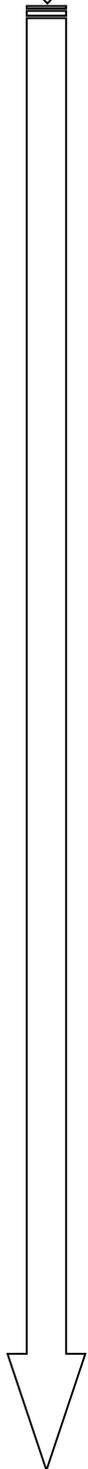
- ① 避難所と定期的に連絡を取り、食料、物資などの配給計画の作成と配給の実施を行います。
- ② 福祉部門の職員、衛生部門の職員などを避難所に派遣して、心身の健康管理を支援します。
- ③ 避難所施設の外（自家用車、テントなど）や在宅で避難生活を送っている避難者に対しても支援します。



## 第 2 章

### 実施すべき業務 (初動期)

## 初動期（1日目）の流れ



1. 施設の安全確認

2. 救護所スペースの確保

3. 避難所の解錠 避難所開設

4. 避難所ルールの周知

5. 避難者名簿の作成

6. ライフライン等の点検

7. 本部への連絡

8. 避難所・救護所設置の広報

9. 班の編成

10. 食料などの管理・配給

## 避難所開設チェックリスト

項 目	緊 急 対 応	チェック
1. 施設の安全確認 〔建物の安全確認が済むまで避難者を入れない。〕	・施設利用者がいるときは、安全な場所へ誘導する。	<input type="checkbox"/>
	・建物の安全確認	<input type="checkbox"/>
	・建物は傾いていないか。	<input type="checkbox"/>
	・火事は発生していないか、ガス漏れはないか	<input type="checkbox"/>
	・天井・照明器具等の落下の危険性はないか	<input type="checkbox"/>
	・電柱の倒壊、電線の落下はないか	<input type="checkbox"/>
	・建物に大きなひび割れはないか	<input type="checkbox"/>
	・窓ガラスなどの危険な落下物はないか	<input type="checkbox"/>
2. 救護所スペースの確保	・負傷者を搬送しやすい場所に救護所を確保する。	<input type="checkbox"/>
3. 避難所の解錠、避難所開設	・避難者を受け入れてはならない部屋を明確にし、避難者を誘導する。	<input type="checkbox"/>
4. 避難所ルールの周知	・「避難所のルール」を掲示し、コピーを配付する	<input type="checkbox"/>
5. 避難者名簿の作成	・世帯ごとに避難者名簿を作成する	<input type="checkbox"/>
6. ライフライン等の点検	・放送設備が使用できるか	<input type="checkbox"/>
	・防災無線が使用できるか	<input type="checkbox"/>
	・電話・FAXが使えるか	<input type="checkbox"/>
	・電気・ガスが使えるか	<input type="checkbox"/>
	・上水道が使えるか	<input type="checkbox"/>
	・トイレが使えるか	<input type="checkbox"/>
	・周辺の道路状況把握（避難者からの情報収集）	<input type="checkbox"/>
7. 本部への報告 様式1-1 (p54)	・防災無線、FAX、電話などの手段を用いて災害対策本部へ連絡を取る。	<input type="checkbox"/>
8. 避難所・救護所設置の広報	・「避難所」「救護所」を屋外に表示し、周辺住民にも周知する	<input type="checkbox"/>
9. 班の編成	・近隣の避難者ごとに概ね10世帯程度をまとめた班を作る	<input type="checkbox"/>
	・地域外の人とは別の班を作る	<input type="checkbox"/>
10. 食料などの管理・配給	・応援職員の必要性	<input type="checkbox"/>

## 第2章 実施すべき業務（初動期）

### 1. 施設の安全確認

資料2（p43）

- ① 施設利用者がいるときは、安全な場所へ誘導します。
- ② 建物の安全確認が済むまでは、避難者の中に入れてないようにします。
- ③ 有資格者（建築士、応急危険度判定士）がいない場合は、**資料2「建物被災状況チェックシート」**で、施設の安全確認を行います。  
ただし、安全確認がなされた後でも、速やかに有資格者による応急危険度判定調査の実施を災害対策本部に要請します。
- ④ 安全確認の判定結果「危険」「要注意」「使用可」を避難所掲示板に表示します。  
「危険」「要注意」の部屋には避難させず、市災害対策本部へ連絡します。
- ⑤ 余震等で施設が危険で利用できなくなった場合は、避難所に既に避難している者を、屋外等の安全な場所に誘導し、避難所から退出させます。

### 2. 救護所スペースの確保

- ① 中学校には救護所を開設され、震度5強の揺れで生駒市医師会に所属されている医師が自動参集されますので、救護所となる部屋は負傷者を搬入しやすい1階にある保健室や教室、多目的室などを確保します。  
なお、救護所の開設・運営は、医師会と市担当部署が行います。
- ② 救護所用品は、防災コンテナの中にあります。
- ③ 救護所のない避難所は、市対策本部と連絡を取り、近隣の医療機関の開設状況を確認しておいてください。

### 3. 避難所の解錠 避難所開設

- ① 避難者を受け入れてはならない部屋を明確にします。  
適切な避難所の運営を行うために、施設管理業務や避難者への共通サービスに必要なとなるような部屋は避難者の受入れスペースとはしないこととします。  
＜避難者受入れを避ける部屋＞
  - ・ 校長室、館長室など施設管理者の部屋
  - ・ 職員室、事務室
  - ・ 保健室、医務室
  - ・ 給食室、調理室、理科実験室など特別教室
  - ・ 放送室や、物資保管場所
  - ・ その他の施設管理に重要な部屋
- ② 事前に定められている受入れスペースの順番を確認します。
- ③ 避難者はできるだけ集約し、分散しないようにします。
- ④ 避難者数を見ながら順に解錠を行います。
- ⑤ 高齢者・乳幼児・妊産婦・傷病者・障がい者など災害時要援護者については、その状態を配慮した場所へ誘導します。
- ⑥ 発電機や照明機器等を設置し、夜間の照明を行います。

#### ＜ 避難所間での避難者の振り分け ＞

- ア. 避難所の安全性から判断して危険な場合、他の避難所への振り分けを、市災害対策本部に要請します。
- イ. 振り分けは、できるだけ町丁目単位でまとまった移動となるよう考慮します。
- ウ. 避難所スペースに余裕がある場合には、追加受入れ可能な避難者数を市災害対策本部に報告します。

### 4. 避難所ルールの周知

資料 1 (p42)

- ① **資料1「避難所のルール」**を避難者に説明します。混乱時であるため、冷静な態度でゆっくりと説明を行います。
- ② **資料1「避難所のルール」**を、避難所の出入口など目立つ場所に掲示又は板書します。コピーが出来るときは避難者に配布します。

- ③ 施設内は、火気の使用を原則禁止します。
- ④ 施設が危険な場合は屋外へ退避させることもあり、緊急車両の通行確保が必要なことから、原則として避難所への自家用車の乗り入れは規制します。

## 5. 避難者名簿の作成

様式 1-1

様式 2

- ① **様式2「避難者名簿」**を記入してもらいます。
- ② 多人数が集中した場合は、記入は事後となることもやむを得ませんが、できるだけ早い段階で基礎的な内容だけでも記入してもらいましょう。
- ③ 名簿は世帯単位とし、各世帯の代表者が記入します。
- ④ 名簿回収の際に、人命救助・火災発生など地域の被害状況を聞き取り、**様式1-1「避難所状況報告書」**へ記入し、市災害対策本部へ連絡します。 ※p12「7 本部への連絡」参照
- ⑤ 災害時要援護者避難支援プラン個別計画を策定した地域では、これを用いて災害時要援護者の安否確認を行います。
- ⑥ 避難所における各種サービスの提供は、避難者数を基礎としているので、名簿への登録については必ず周知し、協力を求めてください。
- ⑦ 屋外避難者の内、やむなく車中泊をしている避難者に、車の登録番号を記入してもらいます。
- ⑧ 避難所施設の外(自家用車、テントなど)や在宅で避難生活を送っている避難者が、食事等の救援物資の確保が必要な場合には、名簿を提出してもらいます。

### 〈 福祉避難所など適切な施設への移送 〉

- ① 避難者の障がいの程度や体力、病状などの状況から、避難所生活が困難な人がいる場合は、福祉避難所など適切な施設へ移送させるよう市災害対策本部に働きかけます。

### 〈 遺体への対応 〉

- ① 避難所には、遺体は受入れないことを原則としますが、やむを得ないときは、市職員、施設管理者、避難所運営委員会は協力して、遺体の一時受入れを行います。
- ② 遺体を受入れる場所は、避難者受入れの場所とは別とします。
- ③ 遺体を受入れた場合は、市災害対策本部へ連絡し、遺体担当者の派遣を要請します。
- ④ 遺体担当者が未着の場合、死亡者の氏名、年齢、性別、住所、搬送者の氏名、搬送時刻、遺体のあった場所、遺族の連絡先などのメモを遺体の上に置きます。

### 〈 ペットへの対応 〉

様式 3

資料 3

- ① 避難所で被災したペットと共に生活するためには、飼い主が責任を持って飼育することが原則ですが、避難所の責任者や他の被災者の理解と協力が大切です。ペットも災害を生き延びた命であり、被災者が互いに助け合いの気持ちを持って共同生活するよう呼び掛けます。
- ② 避難所にペットを連れて来た避難者に対して、窓口で届け出るよう呼びかけ、**様式3「避難所ペット登録台帳」**に記載します。
- ③ 大型動物や危険動物は、避難所への同伴を断ってください。
- ④ 室内でペットと共に生活する被災者と、他の被災者との生活場所の割振りに注意します。
- ⑤ ペットの種類、大きさ、性質、しつけの有無などにより、室内での飼育を容認できない場合は、廊下・踊り場・屋外の飼育場所を指定します。
- ⑥ **資料3「ペットの飼い主のみなさんへ」**を飼育者に徹底します。

## 6. ライフライン等の点検

- ① 防災無線、電話、電気、水道、ガス、トイレ、が使用できるかの点検をします。
- ② 防災無線のスイッチが「ON」になっていることを確認します。
- ③ 電力や上水道の状況、ガスもれの有無を点検します。
- ④ 施設内の放送設備を点検します
- ⑤ 施設内のトイレの排水管の状況を調べ、排水管が破損している場合は、使用を禁止します。

### 〈 防災無線 〉

資料 5

資料 6

- ① 災害対策本部や避難所間での情報伝達は、防災無線で行います。各避難所には携帯型防災無線機が1台ずつ、学校施設には体育館、その他の施設には事務所に配備してあります。
- ② 無線機の使用方法は資料5に示しています。
- ③ 避難所に市職員がいる場合は、無線機を用いての情報伝達は市職員が行います。
- ④ 情報はできるだけ中学校に集約し、災害対策本部と連絡を取るようになしてください。

### 〈 受水槽にある水を飲料水として確保する 〉

資料 7

多くの避難所施設の水道水は、水道管からいったん受水槽に入り高架水槽へポンプアップして自然流下により蛇口へ送られているので、災害時に受水槽の水を確保することで飲料水として使用することができます。その方法は資料7に示しています。なお、施設管理者は各施設の受水槽やバルブ、ポンプの電源スイッチを事前に確認しておいてください。

### 〈 仮設トイレが必要な場合 〉

- ① 仮設トイレの備蓄がある避難所は、避難者が利用しやすく、可能な限り夜間照明のある場所に、特に女性や高齢者、障がい者が利用することに配慮して設置します。
- ② 市職員は、施設管理者と協議の上、必要数を災害対策本部へ要請してください。その際、女性等のニーズを把握して要請する個数を調整します。
- ③ 仮設トイレは、最終的におおむね100人に1基の割合を目安とします。
- ④ トイレ使用の注意事項を仮設トイレ内、施設内のトイレにそれぞれ貼りだし、避難者へ周知徹底します。
- ⑤ 高齢者や障がい者などが利用しやすいよう、できるだけ洋式仮設トイレを確保します。

### 〈 特設公衆電話 〉

資料 6

- ① 大規模災害時には被災者が無料で使える特設公衆電話をNTT西日本が開設します。本市では、大規模災害時にいつでも対応できるよう、各避難所に特設公衆電話の接続ジャックを既に設置しています。設置場所は資料6に示しています。
- ② 特設公衆電話は、避難者の様子を見て使用（開設）してください。（あわてて開設する必要はありません）
- ③ 使用する際は、電話機をジャックに接続して使用します。電話機は避難所に各1台ずつ配備してありますが、普通のビジネスフォンですので、台数が不足する場合は、事務所などの電話機を接続して使用してください。

## 7. 本部への連絡

様式 1-1 (p54)

- ① 市職員担当者は、避難所に参集した後、**様式1-1「避難所状況報告書(第1報)」**を用いて速やかに市災害対策本部へ報告します。
- ② 参集後、概ね3時間後に第2報、6時間後に第3報を発信します。
- ③ 連絡手段は、原則としてFAXを使用し、電話の場合は常にメモを取るなどして、連絡事項が記録されるようにします。（FAX 0743-75-4000）
- ④ FAXが使えない場合は、電話や防災無線など他の手段で連絡します。
- ⑤ 報告書は保管しておきます。

## 8. 避難所・救護所設置の広報

- ① 「避難所」、各中学校ではあわせて「救護所」を屋外に表示します。
- ② 屋外スピーカーを使い、避難所が設置されたことを、地域の住民に広報します。
- ③ 屋外スピーカーが使用できない場合（未設置を含む）は、拡声器、メガホンなどを利用します。
- ④ 広報文は、次の文例を参考とします。

「こちらは、生駒市災害対策本部です。  
ただ今、〇〇〇において△△△地域の避難所を開設しました。  
避難した方の受付を始めています。  
避難する道が危険なことがありますから、十分注意して避難してください。」  
(以下繰り返し)

## 9. 班の編成

- ① 避難所リーダーは、避難者の不安を少なくするために、市職員、施設管理者の協力を得ながら、受け入れた部屋ごと、あるいは、町丁目などの近隣の避難者ごとに**概ね10世帯程度**にまとめた生活班（班）を編成します。
- ② グループ内が高齢者などの要援護者だけになるような編成を避けるようにします。
- ③ 地域外からの通勤者や旅行者などの帰宅困難者は、地域の人とは別の班を編成します。

## 10. 食料などの管理・配給

様式 4-1 (p59)

### 〈食料・水の確保〉

- ① 避難所に備蓄してある食料、水の確認を行います。
- ② 食料の必要数を把握し、**様式4-1「食料供給関係受信票兼処理票」**を用いて市災害対策本部に要請します。
- ③ 給水地点を確認し、避難者の協力を得て飲料水を確保します。(飲料水としては、一人当たり一日3リットルの水を目安とします。)
- ④ 食料と水は班ごとに配給します。その日時はあらかじめ決めておき、放送や掲示板等によって周知します。
- ⑤ 配給は公平を原則としますが、全員に配給できる数量が揃わない場合は、揃うまで

配布しないということはせず、班内での調整や子ども優先など避難者の理解が得られる形で臨機応変に配給するようにします。

- ⑥ 班ごとの配給以外の配給を避難者から求められた場合は、避難所運営委員会で協議した上で判断します。
- ⑦ 避難者個人が持ち寄った物資は原則として避難者個人の持ち物です。ただし、物資を各家庭から持ち出すことが出来なかった避難者のために、各避難者が持ち寄ったものを周囲の人へ提供することを呼びかけることも必要です。

### 〈炊き出し〉

- ① 市災害対策本部から食料などが支給されるまでの間、避難者自らが行う炊き出しは重要な役割を担います。避難者全員が協力して炊き出しを行い、健康な食生活に努めるようにしてください。
- ② 炊き出しを行う際には、以下のような点に十分注意してください。
  - ・必ず施設管理者の了解を得たうえで実施すること。
  - ・必ず加熱し、火気には十分注意すること。
  - ・炊き出しの実施、食事の管理に際しては、避難者の中から調理師・栄養士などの有資格者を募り、栄養のバランスには気を配ること。
  - ・調理は衛生的な場所で行うこと。
  - ・肉や魚は冷蔵保存すること。

## 11. 事務の引継

様式 5 (p60)

- ① 市職員担当者は、交替があった時は、最新の避難状況を**様式5「事務引継書」**等に記入し、交替者に引継します。

## 第 3 章

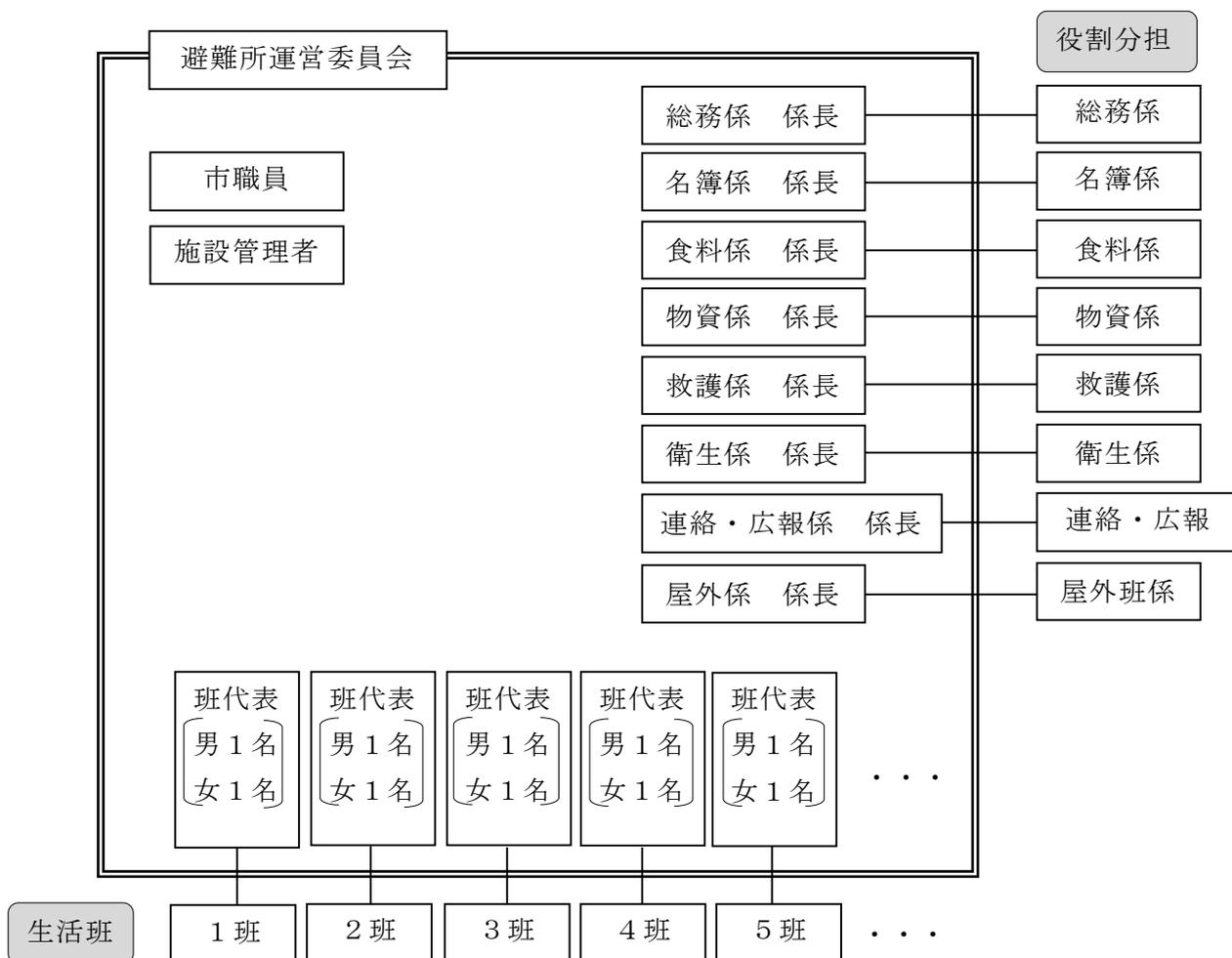
### 避難所運営委員会

# 第3章 避難所運営委員会

2日目からの約3週間（展開期）の避難所運営は、避難者を主体とする避難所運営委員会が担います。これは、被災者の生活再建は自立再建を原則とする考えに基づいています。

また、避難所運営において男女のニーズの違いに的確に対応できるようにするため、避難所運営委員会は各班から選出された男性1名、女性1名の班代表と、市職員、施設管理者及び後に設置する各運営系の代表で構成します。

避難所運営委員会は、具体的な業務を執行、運営するために8つの運営係を置きます。



受け入れた部屋ごと、あるいは、町丁目などの近隣の避難者ごとに**概ね10世帯程度**

## 1. 市職員、施設管理者

様式 1-1 (p54)

避難所の運営責任者となる市職員、施設管理者は以下の業務を行います。

- ① 避難所間での避難者の振り分けに関する対応
  - ・ 避難所の安全性から判断して危険な場合、他の避難所への振り分けを、市災害対策本部に要請します。
  - ・ 振り分けは、できるだけ町丁目単位でまとまった移動となるよう考慮します。
  - ・ 避難所スペースに余裕がある場合には、追加受入れ可能な避難者数を市災害対策本部に報告します。
- ② 施設の安全確保
  - ・ 市職員は、応急危険度判定士の派遣を、市災害対策本部に要請します。
- ③ 市災害対策本部への連絡
  - ・ 市職員は、市災害対策本部が避難所の状況を把握するために必要な内容を、**毎日午前9時**に報告します。
  - ・ 報告は、**様式1-1「避難所状況報告書(第報)」**で、FAXで行います。
  - ・ 仮設トイレが必要な場合は、市災害対策本部へ要請します。
  - ・ 市職員は、避難所の運営上、不足している人員を市災害対策本部に要請します。
  - ・ 市職員は、必要となるボランティア活動の作業内容と人員の情報を市社会福祉協議会が設置する市災害ボランティアセンターへ伝達します。
- ④ 各班代表の選出
- ⑤ 避難所運営委員会の設置
- ⑥ 秩序維持
- ⑦ 報道機関の対応
- ⑧ テレビ・ラジオ等の設置
- ⑨ 仮設トイレの設置

## 2. 避難所運営委員会

様式 6 (p61)

### 1) 避難所運営委員会の構成

- ① 市職員、施設管理者、各班代表、各運営係の代表者で構成します。
- ② 外部からの災害ボランティアは、原則として構成員としません。ただし、避難所で長期にわたり活動する災害ボランティアは、避難所運営委員会に認められた場合のみ、出席・発言できることとします。
- ③ 会長、副会長を選出します。
- ④ 委員会は、編成された運営組織の役割、係編成、係員などを大きな模造紙に書き、

**様式6「避難所運営委員会名簿」**とあわせて避難所に貼り出し避難者へ通知し、徹底を図ります。

- ⑤ 委員会の事務局は、総務係が担当し、会議の準備や記録を作成します。

## 2) 避難所運営委員会の開催及び協議事項

- ① 避難所内の状況を把握し、相互の意見交換を行い、必要事項を協議決定するため、毎日定例会議を開催します。
- ② 委員会の会長は、会議を招集して議長となります。

## 3) 各運営係の設置

- ① 総務係：避難所運営業務全般のとりまとめ、市災害対策本部との連絡調整など
- ② 名簿係：避難者名簿の作成及び管理、各種情報の管理及び提供
- ③ 食料係：食料の配給、不足食料の要請
- ④ 物資係：生活物資の配給、不足物資の要請
- ⑤ 救護係：負傷者の対応、災害時要援護者への支援
- ⑥ 衛生係：衛生環境の管理、子どもたちへの対応
- ⑦ 連絡・広報係：避難者の呼び出し業務、避難者向け情報の管理及び提供
- ⑧ 屋外係：屋外避難者の健康管理などの対応
- ⑨ その他：必要となる係

※ 救護係は、例えば次のような者を中心に編成することが考えられます。

- ・ 保健・医療関係者：小中学校の養護教諭や学校医、被災地居住の保健師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、ヘルパー 等
- ・ 地域福祉関係者：民生委員・児童委員、地域福祉推進委員 等

# 3. 各係の仕事

様式7 (p62)

## 1) 総務係

- ① 市災害対策本部との連絡事項の整理
- ② 避難所の記録簿の作成
  - ・ **様式7「避難所記録」**により、避難所の記録簿を作成します。
- ③ 避難所の管理
  - ・ 避難所内での居住スペースの移動について計画し、委員会で検討した後、移動を行います。
  - ・ 避難所内の秩序維持に努めます。
  - ・ 避難所の消灯を定時（10時）に行います。
  - ・ 避難所内の火気を管理します。
  - ・ 避難所生活におけるプライバシー問題を解消するように努めます。

- ④ 災害ボランティアの受け入れ
- ⑤ 報道機関の対応

## 2) 名簿係

様式8 (p63)

- ① 避難者の名簿の作成、管理
  - ・ 避難所の各種サービスの提供は、避難者数を基礎にしているため、新たな避難者及び在宅被災者の登録、退所者の確認などを行い、現状の避難者の構成（年齢、災害時要援護者など）人員を把握します。
  - ・ 避難所内の人数・構成を、**午前8時50分までに**市職員に報告します。
- ② 外泊者の管理
  - ・ 外泊者には**様式8「外泊届」**により届け出てもらいます。
  - ・ 外泊届は、班長を通じて受理します。

## 3) 食料係

- ① 食料の配給
  - ・ 配給は公平を原則としますが、全員に配給できる数量が揃わない場合は、揃うまで配布しないということはせず、班内での調整や子ども優先など避難者の理解が得られる形で臨機応変に配給するようにします。
  - ・ 班ごとに配給します。
  - ・ 班ごとに配給できない場合は、避難所運営委員会の理解と協力を得て行います。
  - ・ 名簿に登録された近隣の在宅被災者にも等しく配給します。
- ② 不足食料の要請

## 4) 物資係

- ① 生活物資の配給
  - ・ 配給は、公平性の確保に最大限配慮します。
  - ・ 班ごとに配給します。
  - ・ 班ごとに配給できない場合は、委員会の理解と協力を得て行います。
  - ・ 名簿に登録された近隣の在宅被災者にも必要数を配給します。
  - ・ 避難所内にある物資の種類と在庫数を常に把握します。
- ② 不足物資の要請

## 5) 救護係

- ① 負傷者の対応
- ② 高齢者、障がい者など特別なニーズのある避難者への支援
  - ・ 名簿係と協力し、救護の必要な人員を把握します。
  - ・ 避難所での生活は、一般の避難者以上の負担を受けるので、必要であれば福祉避難所のようなより適切な施設へ転所できるよう努めます。

- ・ 介護を必要とする高齢者・障がい者などの要援護者に対して、避難所内に専用スペース、間仕切板、車椅子、簡易ベッド等を設置するよう努めます。
  - ・ 災害時要援護者避難支援プラン個別計画を策定した地域では、これを用いて要援護者の避難所生活を支援します。
- ③ 外国人への対応
- ・ 外国人への物資・食料・情報の提供手段や方法を配慮します。

## 6) 衛生係

- ① トイレの管理
- ・ 少しでも清潔に保つために、トイレの清掃は避難者が交替で行います。
  - ・ 汲み取りの依頼は、できるだけ早めに、市災害対策本部に要請します。
- ② ごみの管理
- ・ ごみの分別を行わせます。
  - ・ 原則として避難所内では燃やせません。
  - ・ ごみの収集を、市災害対策本部に要請します。
  - ・ 仮設トイレで出たごみは衛生状態に注意してごみ処理します。
- ③ 防疫
- ・ 食中毒や感染症が流行しないようにごみ、防疫に注意します。
- ④ 子どもたちへの対応
- ・ 避難所内の子どもたちの保育、心のケア及び活動を支援します。
- ⑤ 掃除、整理整頓
- ・ 避難所内のトイレ、入浴施設その他の共有部分の掃除などは、避難者自身が当番制で行うよう協力を要請します。
  - ・ 居室ごとに毎日1回の清掃時間を設定します。
- ⑥ ペットへの対応
- ・ 飼い主が責任を持って飼育することが原則です。
  - ・ ペットの飼育ルールを作り、飼育者に徹底させます。

資料 3 (p46)

## 7) 連絡・広報係

- ① 電話の問い合わせや避難者の呼び出し
- ・ 避難者のプライバシー保護に注意します。
  - ・ 避難所への来訪者に対しては、連絡・広報係が受け付け、避難者を呼出し、所定の面会場で面会させます。
  - ・ 郵便物は、郵便局員が直接避難者に手渡します。
- ② 生活情報の提供
- ・ できるだけ速やかに自力再建するために、求められる様々な情報を、掲示板など多様な手段で提供します。
  - ・ 市災害対策本部からの余震、風呂などの情報を提供します。
  - ・ 必要な情報を手分けして収集します。

- ・ 掲示板には、避難者同士が情報交換できる「伝言板コーナー」を設置します。
- ・ 災害後はデマ情報が出やすいので注意します。

## 8) 屋外係

- ① 車中泊者への対応
  - ・ 避難所周辺で車中泊をしている避難者に健康管理対策を行います。
  - ・ 車中泊が長期にならないよう、屋内避難所への入所を勧めます。
- ② 屋外避難者の把握
  - ・ 避難所周辺の屋外避難者の把握に努めます。
- ③ 避難所周辺の交通整理



## 第 4 章

### 避難所の事前対策

## 第4章 避難所の事前対策

### 避難所施設の鍵の保管

様式9 (p64)

- ① 指定避難所施設が閉鎖時に地震が発生した場合は、施設職員が避難所へ到着する前に、町内会・自治会や市職員によって緊急に避難所を開設する必要が考えられますので、門や玄関など施設の鍵の保管方法を事前に町内会・自治会及び市職員が把握しておくことが望まれます。
- ② 誰が、どこの鍵を保管するのか、鍵の保管・管理方法など避難者受入れスペースの確認をもとに、事前に決定しておく必要があります。
- ③ 鍵の保管者リストは、**様式9「鍵管理・緊急時連絡先一覧」**により、年一回定期的に更新します。

### 避難者受入れスペースの確認

- ① 各避難所において、避難者を受入れるスペース（施設・部屋など）について事前に施設管理者の協力を得ながら確認を行います。受け入れてはならない施設（棟）や使用施設の優先順位について事前に検討を行い、相互理解を得ておくようにします。
- ② 避難所のスペースの一部に、高齢者、障がい者等の災害時要援護者の専用スペースを設置できる場所を確保し、間仕切板、簡易ベッド、車椅子、障がい者用仮設トイレ、スロープなどを整備するとともに、災害時の専用スペース設置訓練の実施に努めます。
- ③ 救援者の活動拠点や屋外避難者のテント設営場所となる用地の確保のため、発災時に勝手なテントの設営や駐車が行われないように、避難所及び周辺に、立入制限スペースを設置し、地域の人々に周知します。
- ④ 災害時における就寝場所のほかで避難所に設けるべきスペースとしては、次の表のとおりです。項目内のスペースは、おおむね優先順位に従って記載しています。下記「★」は当初から設けること、「室」は独立させることが望ましいものです。

区 分		設置場所等
① 避 難 所 運	★避難者の受付	・避難スペースの玄関近くに設けます。
	★事務室	・避難スペースの玄関近くに、受付とともに設けます。 ・部屋を確保できない場合は、長机等で囲って事務スペースを設け、重要物等は別室（施設管理者の部屋、職員室等）で保管してもらいます。

営 用	★広報場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難スペースの玄関近くに、受付とともに設けます。</li> <li>・避難者や在宅被災者に市災害対策本部等からの情報を伝えるための「広報掲示板」と避難所運営用の「伝言板」を区別して設置します。</li> </ul>
	会議場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務室や休憩所等において、避難所運営組織等のミーティングが行える場所を確保します。(専用スペースとする必要はありません。)</li> </ul>
	仮眠所 (避難所運営者用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務室や仮設テント等において、スタッフ用の仮眠所を確保します。</li> </ul>
② 救 援 活 動 用	★救護室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の医務室を利用するなどして、応急の医療活動ができる空間を作ります。なお、医師会からの医師が派遣される救護所は、中学校に設置されます。</li> </ul>
	物資等の保管室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救援物資などを収納・管理する場所です。</li> <li>・食料は、常温で保存できるものを除き、冷蔵庫が整備されるまで保存はしないようにします。</li> </ul>
	物資等の配布場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資や食料を配布する場所です。</li> <li>・天候に左右されないよう、屋根のある広い場所を確保するか、又は屋外にテントを張ることが考えられます。</li> </ul>
	特設公衆電話の設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初は、屋根のある屋外など、在宅被災者も利用できる場所に設置します。体育館の出入口や事務所付近に接続のジャックを設けています。</li> <li>・日が経過するにつれ、避難所内の就寝場所に声が聞こえないところに設けます。</li> </ul>
③ 避 難 生 活 用	★更衣室 (兼授乳場所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性用更衣室は、授乳場所も兼ねるため、速やかに個室を確保します。(仕切りを設けます。)</li> </ul>
	相談室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ早く、個人のプライバシーが守られて相談できる場所(個室)を確保します。</li> </ul>
	休憩所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共用の多目的スペースとして設けます。</li> <li>・当初は部屋でなくても、イスなどを置いたコーナーをやることでも結構です。会議場所、娯楽場所などとしても活用します。</li> </ul>
	調理場 (電気調理器具用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力が復旧してから、電気湯沸しポット、オーブントースター等を設置するコーナーを設けます。(電気容量に注意が必要です。)</li> </ul>
	遊戯場、勉強場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昼間は子どもたちの遊び場として、夜間は勉強の場として使用します。就寝場所からは少し離れた場所に設置します。</li> </ul>
	仮設トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、屋外で、就寝場所に臭いが届かない所、し尿収集車の進入しやすい所、就寝場所から壁伝いで行け</li> </ul>

④ 屋 外		る（高齢者や障がい者が行きやすい）場所とします。
	ごみ集積場	・原則として、屋外で、就寝場所に臭いが届かない所、ごみ収集車が進入しやすい所に、分別収集に対応できるスペースを確保します。
	喫煙場所	・原則として、屋外に設けます。
	物資等の荷下ろし場・配布場所	・トラックが進入しやすい所に確保します。 ・屋内に、広い物資等の保管・配布場所が確保できないときは、屋外に仮設テント等を設けます。
	炊事・炊き出し場	・衛生状態が安定してから、避難者が自ら炊事、炊き出しができる仮設設備等を設置します。
	仮設入浴場、洗濯・物干場	・原則として、屋外で、トラックが進入しやすく、ボイラー等の使用や排水の確保ができる場所とします。
	駐輪場・駐車場	・原則として、自動車・自転車の乗り入れは認めないが、住まいを失い、置き場を失った場合は、他の用途に支障がない場合に限定して一時的に許可します。

## 第 5 章

### 配慮すべき事項

## 第5章 配慮すべき事項

### 要援護者への配慮

一般的に「要援護者」とは、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等をさし、心身の状態によっては避難所の生活に順応することが難しく、体調を崩しやすいので、よりきめ細やかな対応が必要です。

ここでは、避難所を運営する者が共通して認識しておく必要がある知識と心構えを掲げています。

#### (1) 福祉避難所等への移動

障がいの状態や心身の健康状態を考慮し、避難者が避難所での生活が困難と判断される場合には、市災害対策本部に福祉避難所等への移動について相談してください。

#### (2) 相談窓口の設置等

要援護者の食事や生活用品等のニーズを把握し、適切に対応できるよう、避難所運営委員会は相談窓口を設置してください。

#### (3) 食事の配慮

高齢者には温かい食事ややわらかい食事など、乳幼児には粉ミルクや離乳食、内部障がい者には疾病に応じた食事など、要援護者に配慮した食事が必要です。食事制限のある難病患者や人工透析患者には特に配慮が必要です。

#### (4) 情報提供についての配慮

避難所内部における物資の供給場所や供給方法の連絡などの情報は、拡声器等の音声によるものと併せて、掲示やビラ等文字による提供を行うなど、要援護者に確実に提供できるよう配慮が必要です。なお、掲示物等については、可能な限り、図やイラストを用いて、わかりやすい表示に努める必要があります。

## (5) ボランティアの協力

トイレへの移動や水・食料等を受け取る際などに、手助けを必要とする方々のためにマンパワーが必要で避難所内だけでは対応できない場合は、市社会福祉協議会が設置する市災害ボランティアセンターへボランティアの派遣を要請してください。

## (6) 妊産婦への配慮

妊産婦に対しては、洋式トイレや広いスペースのトイレの設置など配慮が必要です。また、乳幼児がいる場合には、授乳場所、育児室を速やかに確保する必要があります。

## (7) 外国人への配慮

日本語の理解が十分でない外国人に対しては、身ぶり・手ぶりなどによる伝達や外国語に堪能な人の協力を得て、必要な情報を確実に提供できるよう配慮することが必要です。

## (8) 障がい等の特性と配慮事項

### ① 認知症高齢者

#### 【特性】

- ・一見して認知症であるかどうかはわかりにくい場合があります。
- ・時間、場所、人に関する見当が混乱することがあります。
- ・食事をしたことを忘れて要求するなど、最近の出来事をすっかり忘れることがあります。
- ・言葉が出てこなかったり、意味を理解できないことがあります。
- ・身の回りの物の用途がわからなくなることがあります。
- ・急激な環境の変化への適合が難しくなります。
- ・服の着替えがうまくできないことがあります。

#### 【配慮事項】

- ・環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になったりする場合があるので、日常の支援者が、適宜話しかけるなど気持ちを落ち着かせるよう配慮する必要があります。

### ② 肢体不自由者

#### 【特性】

- ・素早い避難行動や自身の身体の安全を守ることが困難です。

#### 【配慮事項】

- ・身体機能に合った安全で利用可能なトイレ（車いす用トイレなど）の設置やできるだけトイレに近い場所への居住スペースの確保に配慮してください。
- ・車椅子が通れるよう、段差解消のための簡易型スロープの設置や通路幅を確保してください。

### ③ 視覚障がい者

#### 【特性】

- ・被害の状況を知ることができません。視覚による緊急事態の察知ができない場合が多くあります。
- ・避難所等慣れない場所で行動することが困難です。単独では素早い行動ができません。

#### 【配慮事項】

- ・トイレや水道等の場所の確認のために誘導を行ってください。
- ・構内放送・拡声器などにより音声情報を繰り返し流し、拡大文字や点字による情報提供を行ってください。
- ・仮設トイレを屋外に設置する場合、壁伝いに行くことができる場所に設置するか順路にロープ等を張り、移動が容易に行えるように配慮してください。

### ④ 聴覚障がい者

#### 【特性】

- ・音声による情報が伝わりません。視覚外の異変・危険に気付にくく、音声による避難誘導が認識できません。
- ・緊急時でも言葉で人に知らせることが困難です。
- ・外見からは障がいのあることがわかりません。
- ・聴覚と他の障がいを併せ持つ重複聴覚障がい者がいることに留意する必要があります。

#### 【配慮事項】

- ・「耳の聞こえない人・聞こえにくい人はいますか？」などの紙を掲示し、コミュニケーション手段への配慮が必要な人の確認をしてください。
- ・避難者に伝達する内容は、掲示版やホワイトボード、紙などに書いて貼り出してください。できるだけわかりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふるよう配慮します。
- ・身ぶりや筆談のほか、口話で伝えるときは、ゆっくりと大きな口で、できるだけことばを短く区切って話すよう心がけてください。必要があれば、手話通訳者、要約筆記者の派遣を災害対策本部に要請してください。

## ⑤ 身体障がい者補助犬使用者

### 【配慮事項】

- ・周囲の理解も得ながら、できるだけ補助犬とともに障がい者が同じ場所で生活できるように配慮することが必要です。

## ⑥ 内部障がい者・難病患者

### 【特性】

- ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があります。
- ・外見からは障がいのあることがわからないことが多いです。
- ・心臓、腎臓、呼吸器などに機能障がいがあり、人工透析など医療的援助が必要な場合があります。
- ・医薬品を携行する必要があります。
- ・人工呼吸器や酸素ボンベ等を必要とする人がいます。

### 【配慮事項】

- ・医療機関等との連携について配慮する必要があります。
- ・医療機器のための電源を確保する必要があります。
- ・疾患に応じた必要な医薬品の確保に向けての配慮が必要です。
- ・人工透析患者については、透析医療の確保を図ることが必要です。
- ・オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）の人はストマ用具（蓄便袋、蓄尿袋）が必要です。

市に事前に個人のストマ用具の保管を依頼している人は、避難所にいる市職員にその旨を申し出てください。

また、オストメイトの人のトイレには水道等の水洗い場やストマ用具置き場等が必要です。オストメイト専用トイレを調達できない場合は、トイレブース内にテーブルを設置し、トイレブースの外には「オストメイト兼用」と表示してください。

## ⑦ 知的障がい者

### 【特性】

- ・急激な環境の変化に順応しにくいことがあります。
- ・一人では理解や判断をすることは難しく、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があります。

### 【配慮事項】

- ・災害の発生により、パニック状態に陥り、思いもよらない行動や大声を発することなどが考えられるので、対応方法のわかる施設や支援者に相談しながら対応する必要があります。
- ・知的障がい者の中には、周囲とコミュニケーションが十分にとれずトラブルの原因になったり、環境の変化のため精神が不安定になることがあるので、個別のスペースを確保するなどの配慮が必要となります。

### ⑧ 精神障がい者

#### 【特性】

- ・災害発生時には精神的動揺が激しくなる場合があります。
- ・自分で危険を判断し、行動することができない場合があります。
- ・普段から服用している薬を携行する必要があります。

#### 【配慮事項】

- ・精神障がい者の多くは、服薬により状態が安定しますが、病気のために社会生活や対人間関係などに支障をきたすことも多く、避難所等の集団生活になじめないこともあります。
- ・災害時のショックやストレスは、精神障がい者の病状悪化や再発のリスクを高める可能性があるため、関係医療機関との連絡・支援体制が必要です

## 女性への配慮

避難所は不特定多数の避難者が一時的に共同生活を送る場所です。しかしながら、緊急的な避難時とはいえ、最低限の生活上の安心・安全は確保されるべきです。特に、女性への暴力や性犯罪防止の観点から、様々な配慮を検討しておくことが必要です。

利用可能なスペースに限りのある避難所においては、ある程度男女の区分なく生活スペースを共有し、男女共同で生活を送る必要がありますが、そのような場合においても男女の人権を尊重しあい、安心して避難所生活を送ることのできる安全な環境を確保するため、できる限りの配慮を検討します。

### (1) 居住スペース等における配慮

家族単位で、一定のスペースを割り当てる方法が基本ですが、他人の目につかない場所に置きたい衣類等もあることから、パーティションを導入するなどの配慮が必要です。また、男性の同居者がいない女性のみ家族については、別室を設けて同様の家族のみを収容することも考えられます。

### (2) 更衣室に関する配慮

避難所の居住スペースには最低限のパーティション程度の遮蔽物しか確保できないため、着替え等のために他人の目につかない場所を確保する必要があります。学校の体育館やプールに付随する更衣室の利活用のほか、適当な部屋を更衣室として確保することも検討します。

### (3) トイレに関する配慮

仮設トイレに関しては男女の区別がなく設置されるため、必要に応じて全体の何割かを女性専用のトイレとして設定し、外部から内部が見えにくい構造のものにするほか、夜間も安心して行けるような場所に設置するよう配慮します。

### (4) 洗濯物等に関する配慮

避難所生活中に洗濯が必要となった場合、女性の衣類の洗濯、物干し場所として男性の目につかない場所の確保が要請されることが考えられます。男女共用の場所とともに、女性専用の洗濯場所や洗濯機の設置、物干し場所を確保する必要があります。

## **(5) 女性相談窓口の設置**

避難所における女性の不安や悩み等は、相談相手が男性である場合は相談しづらいと考えられるため、こうした女性特有の相談を受け付ける担当や窓口の設置に努めます。この場合、女性の医師によるクリニックの開設、助産師の相談員を配置できるように配慮します。

## **(6) 男女で違うニーズへの的確な対応**

避難所運営には男性と女性の責任者を配置し、男女双方の声を反映させます。

## **(7) 乳幼児のいる家族への配慮**

乳幼児のいる家族に対しては、授乳室の確保や、夜泣きがある場合には別に部屋を確保するなど配慮が必要です。

参 考

大規模災害時の  
避難所の状況想定

# 大規模災害時の避難所の状況想定

（「避難所管理・運営の指針」（兵庫県避難所管理・運営等調査委員会）より引用）

災害時の避難所の状況は、時間経過に伴って大きく変化します。したがって、そのことを踏まえて時系列に沿った対応方針を検討する必要があります。ここでは、大規模地震発生時の避難所の状況を阪神・淡路大震災時の実態を踏まえて想定するとともに、災害発生時の時間帯・季節や、災害の種別による留意点を挙げます。

## （1）時系列（大規模地震発生時を基本として）

時 期	避難所の状況想定
災 害 発 生 直 後 ～ 3 日 程 度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難者が避難所に殺到し、精神的にも不安定な状況。</li> <li>・ 市災害対策本部は、指定避難所以外への避難状況も含め、避難所全体の把握が困難な段階。</li> <li>・ 避難所によっては、市避難所担当職員や施設管理者が到着する以前に、避難者が鍵を壊して施設内に入ることも予想されます。</li> <li>・ 翌日以降も余震による二次災害のおそれ、大規模火災、危険物漏洩等により避難者が移動・拡大し、混乱することも考えられます。</li> <li>・ 市災害対策本部から食料・物資を十分にまた安定的に供給することは困難な状況が予想されます。その場合、全避難者に食料等を等しく提供することが困難となり、トラブルも発生しやすいです。</li> <li>・ 各種の情報が不足し、被災者の不安が拡大しやすいです。</li> <li>・ 傷病者、高齢者の方々といった災害時に手助けが必要な災害時要援護者については、状況把握が困難です。</li> <li>・ 市や避難所に安否確認の問い合わせが集中します。</li> </ul>
3 日 ～ 1 週 間 程 度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食料等はおおむね供給されるようになるが、加熱した食事の要望などニーズが多様化します。</li> <li>・ 避難者数が流動的な段階です。</li> <li>・ 3日目頃からは、避難者が落ち着きを見せ始める一方で、健康状態や衛生環境の悪化が予想されます。</li> <li>・ ライフラインの回復が遅れる場合、食料や生活水の確保、入浴の機会といったニーズが、避難者のみならず、地域の在宅被災者も含めて、より拡大することが予想されます。</li> <li>・ ボランティアや物資等については、避難所間で格差が生じる場合があります。</li> </ul>

<p>1 週間 ～ 2 週間程 度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地外からの支援活動が本格化し、マンパワーを要する対策が期待できる段階です。</li> <li>・避難者の退出が増え、被災者だけでは避難所の自主運営体制を維持することが困難となります。</li> <li>・臨時指定施設、民間施設等の避難所については、避難所の統廃合を始めることとなります。</li> <li>・避難生活の長期化に伴い、衛生環境が悪化してきます。</li> <li>・避難者の通勤通学等が再開され、避難所は生活の場としての性格が強まってくることが予想されます。</li> <li>・学校避難所では、教職員が本来業務へシフトする段階となります。</li> <li>・避難所の中にいる人と外にいる人との公平性、応援・支援への依存の問題が生じはじめます。</li> </ul>
<p>2 週間 ～ 3 ヶ月程 度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の状況はおおむね落ち着いた状態となります。</li> <li>・ライフラインの復旧に伴い、避難所に残るのは住まいを失って行き場のない被災者に絞られてきます。</li> <li>・避難者の減少に伴い、避難所の統廃合が一層進み、避難者の不安が強まる段階です。</li> <li>・補修や応急仮設住宅の供与等による住まいの確保が最重要課題となります。</li> <li>・避難生活が長期化することに伴い、高齢者等の身体機能の低下や心の問題が懸念されるため、保健・医療サービスの一層の充実が求められます。</li> <li>・避難者の減少とともにボランティアも減少し、運営体制の維持が難しくなります。</li> <li>・季節の変化に伴い、それまでとは異なった対策が求められます。 記※「季節を考慮した対策」参照)</li> <li>・仮設住宅の提供や相談により、避難所の解消に向けて自治体が本格的に動かなければならない段階です。</li> </ul>

《※季節を考慮した対策》

○ 冷暖房設備の整備

避難所内の空気調整に配慮した対応ができるよう空調設備や冷暖房機器の整備を検討します。

○ 生鮮食料品等の備蓄に向けた設備の整備

夏期高温期の食品衛生を確保するため、冷蔵設備、機器の整備を検討します。

○ 簡易入浴施設の確保

避難者の衛生・健康保持をするため、簡易入浴施設の整備を検討します。

## (2) 発生時間帯・季節が異なる地震災害における留意事項

条 件	留 意 事 項
日 中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校では、教職員等は児童生徒の安全確保・安否確認に追われ、避難者が使用できる避難スペースも不足します。</li> <li>・家族が離散した状態で、安否や避難先の確認に支障が生じます。(電話需要が増大します。)</li> <li>・都心部、観光地等では、帰宅困難者の滞留が発生します。</li> <li>・大規模火災が多発し、使用できない避難所が増えたり、他の地域に避難したりするために地域コミュニティが分散します。</li> <li>・市庁舎から遠い避難所へは、交通渋滞等のため、市避難所担当職員がなかなか到達できません。</li> <li>・住宅地等では、災害時要援護者となる高齢者や子どもが多く、成人男性は少ないです。</li> <li>・事業所・商店・交通機関等において、大規模な事故・火災等が多発し、混乱・パニックが生じるおそれがあります。</li> <li>・居場所が特定できないため、救出救助、行方不明者の搜索、安否・身元の確認などに時間を要します。</li> </ul>
夕方・夜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・停電・暗闇の中で避難や対策を開始しなければならないため、実施に困難が伴い、被害が拡大しやすくなります。</li> <li>・火気の使用率が高く、火災が多発しやすくなります。</li> <li>・避難途中や避難所内の事故も多発しやすくなります。</li> <li>・その他、深夜までの発災では、日中と同様に、家族離散、事故等に伴う混乱が生じやすくなります。</li> <li>・勤務時間外に発生した場合は、生駒市避難所担当職員や施設管理者が避難所に到着するのに時間を要します。</li> </ul>
冬季	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寒さとの戦いとなり、被災者が健康を害しやすいです。</li> <li>・火気の使用率が高く、火災が多発しやすいです。強風時には大規模な延焼となりやすいです。</li> </ul>
夏季	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暑さとの戦いとなり、避難所内の衛生対策、保健対策が早期に必要となります。(食品、飲料水、生ゴミ、入浴、洗濯等)</li> <li>・家庭や商店内の在庫食材や、救援食料が傷みやすく、食料の確保が困難となります。</li> <li>・雨が降りやすい時期では、屋外の利用が困難になります。</li> <li>・降雨による二次災害の危険性が大きくなります。</li> </ul>

### (3) 他の災害の場合における留意事項

地震以外の災害においては、以下の点に留意する必要があります。風水害・雪害の場合は、災害の発生が概ね事前に予測できるため、避難誘導、勧告等の対策を万全に行う必要があります。

災害の種類	留意事項
風水害	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 広範囲にわたって浸水被害等が発生し、地域全体の避難所が使用できなくなるおそれがあります。</li><li>・ 浸水等により、避難所及び周辺の衛生状態が著しく悪化するおそれがあります。</li><li>・ 土石竹木、大量のゴミ等が堆積します。</li><li>・ 浸水等により、地階や低層階に保管されている備蓄物資等が使用できなくなるおそれがあります。</li></ul>
雪害	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 山間部等において、避難所が孤立するおそれがあります。</li></ul>
危険物事故等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 広範囲に避難勧告・指示が発令され、多数の避難者が他の地域への避難を余儀なくされるおそれがあります。</li></ul>



# 資 料

## 資料1

# 「避難所のルール」

避難所でのルールは次のとおりです。避難する方は、守るよう心がけてください。

## 生駒市災害対策本部

1. この避難所は、地域の防災拠点です。
2. この避難所の運営に必要な事項を協議するため、施設の管理者、避難者などの代表からなる避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織します。
  - ◆ 委員会は、毎日午前 時と午後 時に定例会議を行うことにします。
  - ◆ 委員会の運営組織として、「総務」、「名簿」、「食料」、「物資」、「救護」、「衛生」、「連絡・広報」、「屋外」の運営係を避難者で編成します。
3. 避難所は、電気・ガス・水道などライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。
4. 避難者は、「世帯や家族単位」で登録する必要があります。
  - ◆ 避難所を退所する時は、委員会に転居先を連絡してください。
  - ◆ ペットは飼い主が責任を持って飼育し、ペットの飼育ルールを守り、他の避難者に迷惑がかからないようにしてください。
5. 避難者で班を編成し、男性1名、女性1名の班代表を選出してください。
6. 食料、物資は一斉配給します。
  - ◆ 食料、生活物資は組ごとに配給します。
  - ◆ 特別な事情がある場合は、委員会の理解と協力を得てから行います。
  - ◆ 配給は、避難所以外の近隣の人にも等しく行います。
  - ◆ ミルク・おむつなど特別な要望は、 室で対処します。
7. 消灯は、夜 時です。
  - ◆ 廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。
  - ◆ 職員室など管理に必要な部屋は、盗難などの防止のため点灯したままとします。
8. 放送は、夜 時で終了します。
9. 避難所に設置された電話は、午前 時から夜 時まで、受信のみを行います。
  - ◆ 放送により呼び出しを行い、伝言を行います。
  - ◆ 個人の携帯電話での通話は屋外で行うこととします。
10. トイレの清掃は、朝 時、午後 時、午後 時に、避難者が交替で行うことにします。
  - ◆ 清掃時間は、放送を行います。
11. 避難所内での飲酒は禁止します。
12. 喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、裸火の使用は厳禁とします。
13. ごみは、分別して指定された場所に出してください。
14. 各種伝達情報は、掲示板に貼り出します。
15. 職員室、保健室、調理室、理科実験室、家庭科室、工作室等の特別教室など施設管理や避難者全員のために必要となる部屋又は危険な部屋には、避難できません。
  - ◆ 避難所では、避難者の人数等に応じて部屋の移動を行います。

**\* 避難者のみなさんは、当番などを通じて自主的に避難所運営に参加してください。**

資料2

# 建物被災状況チェックシート

## 〈 コンクリート造 〉

質 問	該 当 項 目		
1. 隣接する建物が傾き、避難所の建物に倒れ込む危険性はありますか？	A いいえ	B 傾いている感じがする	C 倒れ込みそうである
2. 建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化、地盤沈下などが生じたか？	A いいえ	B 生じた	C ひどく生じた
3. 建物の基礎が壊れましたか？	A いいえ	B 壊れた	C ひどく壊れた
4. 建物が傾斜しましたか？	A いいえ	B 傾斜している感じがする	C 明らかに傾斜している
5. 外壁材、看板などが落下しましたか？又は、外壁材に亀裂が生じましたか？	A いいえ	落下した又は大きな亀裂がある	C 落下した
6. 窓ガラスが割れましたか？	A いいえ	B 数枚割れた B たくさん割れた（Cの回答はなし）	
<b>ここまでのチェックで、BまたはCの該当項目があった場合は、質問7～11までの建物内部の状況については点検する必要はありません。なお、その他目についた被害等があれば、質問12の回答欄に記入してください。</b>			
7. 床が壊れましたか？	A いいえ	B 少し傾いた（下がった）	C 大きく傾いた（下がった）
8. 柱が折れましたか？	A いいえ	B 割れを生じたものがある	C 完全に折れたものがある
9. 内部の壁が壊れましたか？	A いいえ	B コンクリートが剥がれている 大きなひびが入っている 中の鉄筋が見えている	C 壁が崩れている
10. 建具やドアが壊れましたか？	A いいえ	B 建具やドアが動きにくい	C 建具やドアが動かない
11. 天井、照明器具が落下しましたか？	A いいえ	B 落下しかけている	C 落下した
12. その他、目についた被害を記入（例えば、塀が壊れた、水・ガスが漏れている、家具が倒れたなど）			

## 判 定

	判定	対 応
Cがひとつでもある	<b>危険</b>	施設内へは立ち入らず、市災害対策本部へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討する。
Cはないが、Bがひとつでもある	<b>要注意</b>	施設内へは立ち入らず、市災害対策本部へ連絡し、専門家による応急的な補強を行う等、必要な措置を講じる。
Aのみである	<b>使用可</b>	危険箇所に注意し、施設を使用する。

資料2

# 建物被災状況チェックシート

## 〈鉄骨造〉

質問	該当項目		
1. 隣接する建物が傾き、避難所の建物に倒れ込む危険性がありますか？	A いいえ	B 傾いている感じがする	C 倒れ込みそうである
2. 建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化、地盤沈下などが生じましたか？	A いいえ	B 生じた	C ひどく生じた
3. 建物が沈下しましたか。あるいは、建物周囲の地面が沈下しましたか？	A いいえ	B 沈下は数cm程度以下と少ない	C 沈下は10cm程度以上である
4. 建物が傾斜しましたか？	A 見た目だけではわからない	B 目で見ても明らかに傾斜している	C 見目で明らかに傾斜している
5. 建物の外壁が壊れましたか？	A 壁面にわずかな割れ目が生じている（壊れていない場合も含む）	B わずかな落下や目地（外壁のつなぎ目）の部分にずれが生じている	C 壊れて部分的あるいは大きく剥がれ落ちている。壁面全体に「きれつ」が入っているか、あるいは、はらんで落下しそうである。 庇・バルコニーや屋外広告物など高いところにある重量物が、ぐらぐらして落ちそうになっている
ここまでのチェックで、BまたはCの該当項目があった場合は、質問6～11までの建物内部の状況については点検する必要はありません。なお、その他目についての被害等があれば、質問12の回答欄に記入してください。			
6. 床が壊れましたか？	A いいえ	B 少し傾いた（下がった）	C 大きく傾いた（下がった）
7. 鉄骨の柱の脚部でコンクリートと接する部分が壊れましたか？	A 健全である（内外装など仕上げのために見えない場合も含む）	B コンクリートの損傷は、きれつが少し見られる程度である	C コンクリートがつぶれるように壊れている。あるいは、柱をコンクリートに止めているボルト（アンカーボルト）が破断・引き抜けている
8. 内部の壁が壊れましたか？	A わずかなきれつが生じている（壊れていない場合も含む）	B わずかな落下や目地（外壁のつなぎ目）の部分にずれが生じている	C 壊れて部分的あるいは大きく剥がれ落ちている
9. すじかいが切断しましたか？ すじかいには、天井面に配された水平すじかいと壁面に配された鉛直すじかいとがあります。鉛直すじかいは、壁面の窓の開	A すじかいに損傷はほとんど見られない。（内外装など仕上げのために見えない場合も含む）	B すじかいの破断が極少しか見られる程度である。あるいは、よく見るとすじかいの端のボルトでつないだり部分や溶接した部分にすべりや破断の兆候が見られ	C すじかいの破断が各所で見られ、切れたすじかいの本数は全体の半数の半分程度である

閉の邪魔になる斜めの材です。		る。	
10. ドア・窓などが壊れましたか？	A わずかなきれつ程度で、開閉に少々支障をきたす程度である(壊れていない場合も含む)	B ドア・窓がかなり開閉しにくい。また、角(カド)の部分に亀裂などが生じているドア・窓が開閉できない状態であるか著しく壊れている (Cの回答はなし)	
11. 天井、照明器具が落下しましたか？	A いいえ	B 落下しかけている B 落下した (Cの回答はなし)	
12. その他、目についた被害を記入 (例えば、塀が壊れた、水・ガスが漏れている、家具が倒れたなど)			

## 判 定

	判定	対 応
Cがひとつでもある	<b>危険</b>	施設内へは立ち入らず、市災害対策本部へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討する。
Cはないが、Bがひとつでもある	<b>要注意</b>	施設内へは立ち入らず、市災害対策本部へ連絡し、専門家による応急的な補強を行う等、必要な措置を講じる。
Aのみである	<b>使用可</b>	危険箇所には注意し、施設を使用する。

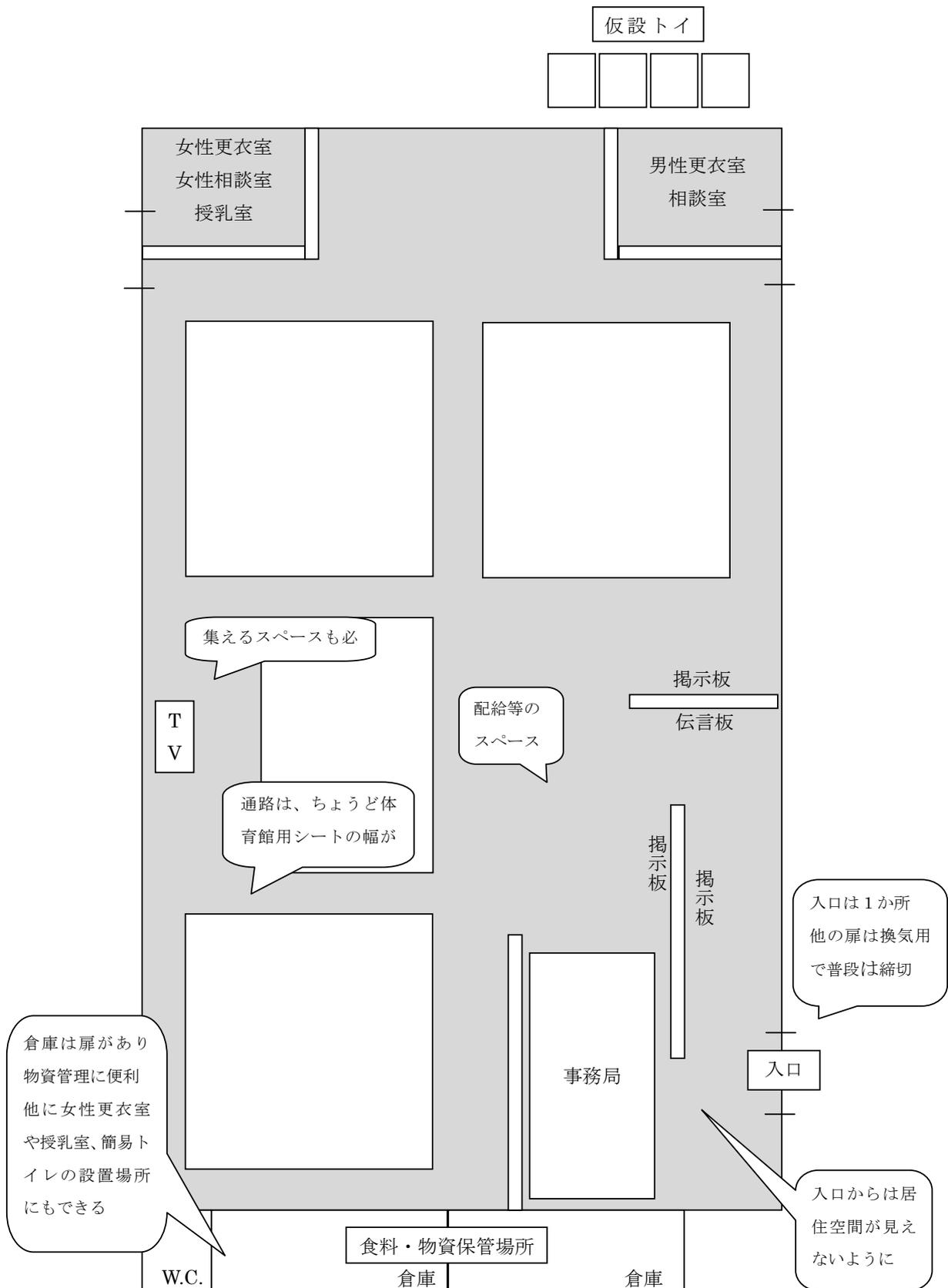
## ペットの飼い主のみなさんへ

避難所では、多くの人達が共同生活を送っていますので、ペットの飼い主のみなさんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。

- ① ペットは、指定された場所に必ずつなぐか檻などの中で飼ってください。
- ② 飼育場所や施設は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- ③ ペットに関する苦情、危害の防止に努めてください。
- ④ 屋外の指定された場所で必ず排便させ、後始末を行ってください。
- ⑤ 給餌は時間を決めて、その都度きれいに片づけてください。
- ⑥ ノミの駆除に努めてください。
- ⑦ 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- ⑧ 飼育困難な場合は、専用の施設等への一時預かりなどを検討してください。
- ⑨ 他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所運営委員会（総務係・衛生係）まで届け出てください。

生駒市災害対策本部

資料4 避難所レイアウト例

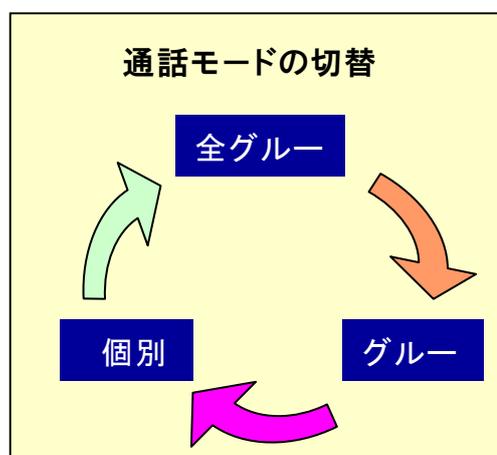


## 資料5 防災無線の活用方法

### 【 防災無線の特性 】

- (1) 本市の防災無線は、生駒山上にあるアンテナを介して通信しています。
- (2) 3つの通信モードがあります。
  - ① **全グループモード** 通信内容を市が所有する82台すべての無線機と通信するときに使います。
  - ② **グループモード** 設定されたグループ内のすべての無線機と通信するときに使います。
  - ③ **個別モード** 特定の無線機1台とのみ通信するときに使います。
- (3) 避難所に設置してある無線機は、中学校区毎でグループを設定しています。
- (4) 無線機に向かって左側面にあるオレンジのボタンを「プレススイッチ」と言います。

話すときは「プレススイッチ」を押したまま話します。  
聞くときは「プレススイッチ」を放して聞きます。
- (5) グループ内で誰かが通話していると、そのグループ内の他の無線機は話中になります。



### 【 通話方法 】

- (1) 「モード切替ボタン」で「モード」を選択します。
- (2) 「個別モード」で特定の無線機を呼び出したい場合は、相手の無線機の「コード番号」を押します。
- (3) 「プレススイッチ」を押し、「ピー」という音が鳴るのを待ち、そのまま「プレススイッチ」押しながら通話します。

### 【 災害対策本部との通話 】

- (1) 「モード」を「個別」（画面には前回の通信先が表示されます。）にします。  
※「モード」ボタンを数回押し、「全グ」の前のモードにします。
- (2) コード番号「517」または「518」を押します。  
※「517」「518」の無線機はどのグループにも属さず、避難所との連絡専用にしてあります。
- (3) 「プレススイッチ」を押し、「ピー」という音が鳴るのを待ち、そのまま「プレススイッチ」押しながら通話します。

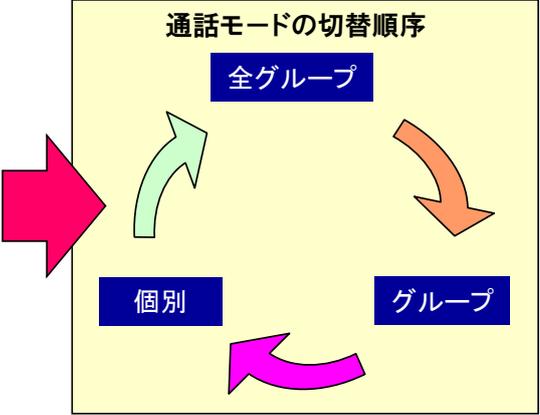
# 無線機の使用法

## 1. 各ボタンの機能

**【ご注意】**

- ①通話する際には、モードを必ずご確認のうえ相手先を呼び出して下さい。
- ②モードがきちんと選択されていないと(呼出番号帳・テンキー入力による)正常な通話できません。

※『全グループ』モードの表示は、液晶画面上に表示されますが『グループ』『個別』の表示は通話相手先履歴が残るため右図の順序で切替して下さい。



『●ボタン(上部)』  
バックライト継続点灯  
『プレススイッチ』  
無線通話の際、プレスにて通話します。

『マイク①』  
テンキー下部にもあり

『アンテナレベル』  
携帯電話と同様表示。  
圏外・1・2・3  
※圏外の場合は通話できません。

『バッテリーレベル』3段階

『ジョグボタン』  
キーを上下させることで  
①待機時  
無線機登録内容確認  
②通話時  
受話音量調節

『通話モード表示』  
■全グループ『全グ』  
■グループ  
■個別  
  
通話中は通話相手の無線機番名称が表示されます。

『履歴』  
発信履歴等の表示

『電源ボタン』  
・ON : 約2秒押す  
・OFF : 約1秒押す

『呼出番号帳』  
名称で表示

『戻る』  
操作画面の初期画面へ

『モード切替ボタン』  
■全グループ  
↓  
■グループ  
↓  
■個別  
  
押すごとにモードが上記順に切り替わります。

『戻る』  
操作画面の初期画面へ

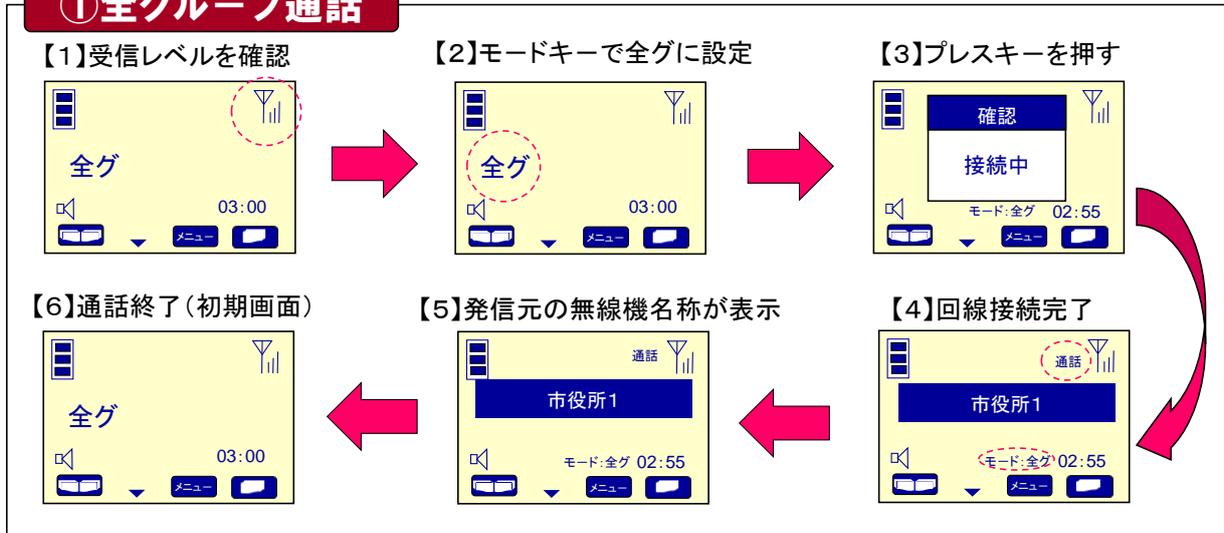
『ガイドキー操作』  
・ジョグメニューにより表示される内容の確定等。

『電源ボタン』  
・ON : 約2秒押す  
・OFF : 約1秒押す

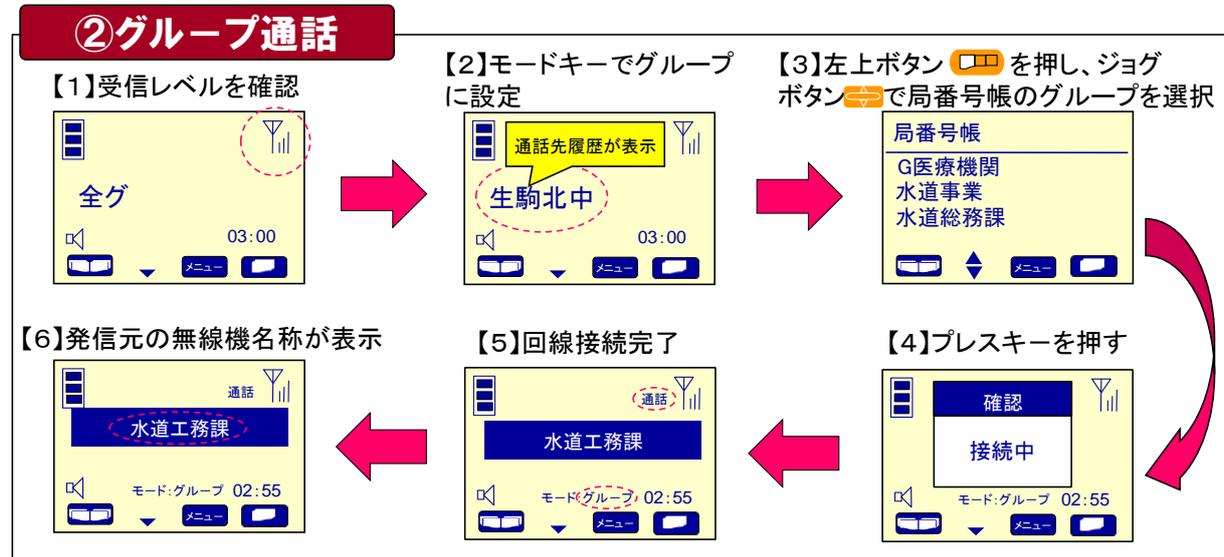
『テンキー』  
・個別に無線機を呼び出す場合等に使用します。

『マイク②』

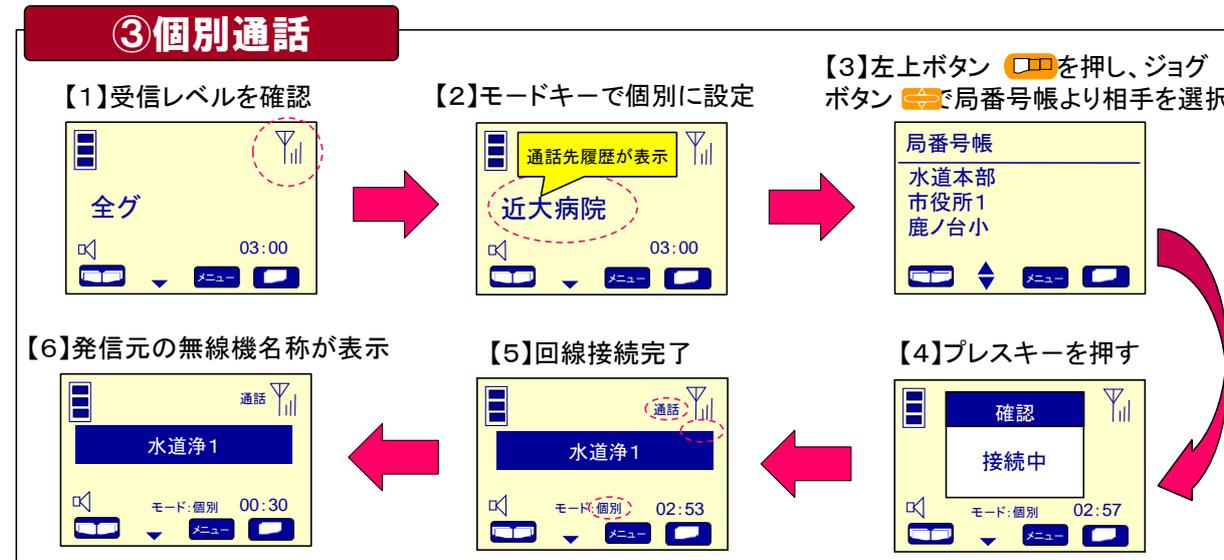
## ①全グループ通話



## ②グループ通話



## ③個別通話



## 資料6 無線機のコード番号・設置場所、特設公衆電話ジャックの設置場所一覧

避難所名	無線機		特設公衆電話ジャック設置場所
	コード番号	設置場所	
生駒北小学校	600	体育館	体育館入口左上
生駒北中学校	601	体育館	北館給食配送室内保安器内
生駒北スポーツセンター	602	事務所	体育館事務室内カウンター下
鹿ノ台小学校	603	体育館	体育館南側入口左上
鹿ノ台中学校	604	体育館	体育館入口右上
鹿ノ台ふれあいホール	605	事務所	図書室内北東隅分電盤内に巻込み保管
北大和体育館	606	事務所	入口右側公衆電話の下
真弓小学校	607	体育館	体育館右入口上部
上中学校	608	体育館	管理室内保安器下
北コミュニティセンター ISTA はばたき	609	事務所	電話保安器内に巻込み保管
あすか野小学校	610	体育館	体育館北部入口右上部
総合公園体育館	613	事務所	入口公衆電話奥
生駒台小学校	611	体育館	体育館東側非常口標識の右上
光明中学校	612	体育館	体育館北側入口右奥の西面上部
俵口小学校	614	体育館	職員室の外部保安器内
生駒中学校	615	体育館	職員室南側電話配電盤内
桜ヶ丘小学校	616	体育館	体育館西側入口北側 AED の左上
図書会館	617	事務所	事務所入口公衆電話横
たけまるホール	619	事務所	事務所入口左カウンター下
生駒小学校	618	体育館	体育館西側入りふち西面左上
セラビーいこま	620	事務所	1階西出口北側公衆電話設置ガラス壁
市民体育館	621	事務所	1階事務所内左カウンター横
コミュニティセンター	622	事務所	1階エレベーター東側公衆電話台下
生駒東小学校	623	体育館	体育館北側入口 AED 設置北側
緑ヶ丘中学校	624	体育館	体育館西側入口西面窓上部
生駒南小学校	628	体育館	体育館内左角
生駒南中学校	629	体育館	体育館入口右上部
むかいやま体育館	630	事務所	事務所内保安器内
南コミュニティセンターせせらぎ	631	事務所	電話保安器内に巻込み保管
小平尾南体育館	634	事務所	体育館入口公衆電話裏
壺分小学校	625	体育館	体育館北側入口非常口標識左上
福祉センター	626	事務所	1階ロビー公衆電話テーブル下
大瀬中学校	627	体育館	体育館入口左倉庫内上部
生駒南第二小学校	632	体育館	体育館内左角
井出山体育館	633	事務所	事務所内の机の間
災害対策本部	516 または 517		

## 資料7 受水槽の設置例

### 受水槽を利用した飲料水の確保

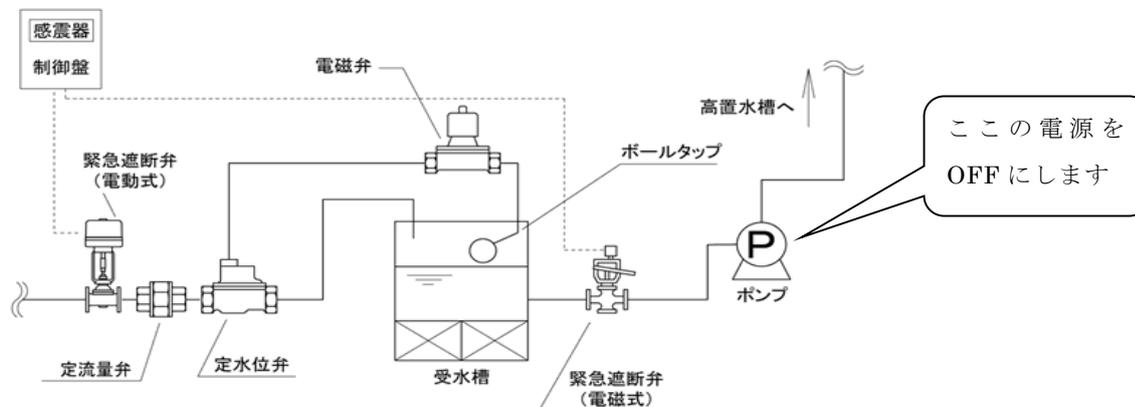
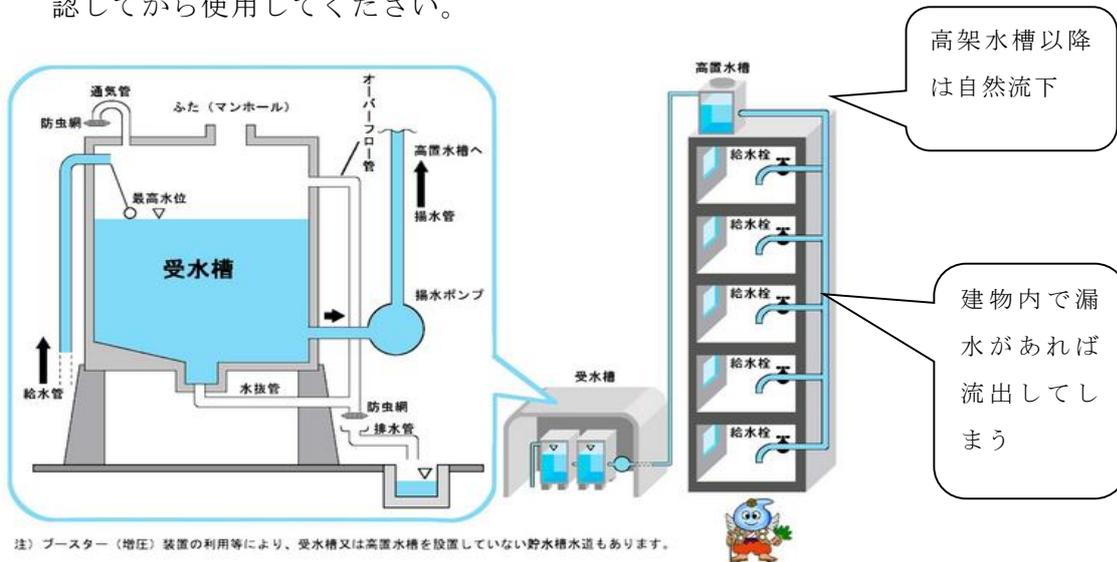
受水槽・高架水槽が設置された施設では、災害時に受水槽に残っている水を飲料水として活用することができます。

まず、受水槽で漏水がなければ高架水槽又は建物内に給水するためのポンプの電源をOFFにする必要があります。

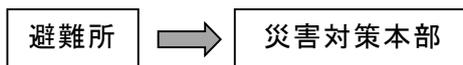
停電している場合、電気の復旧とともにポンプが稼動し、受水槽の水が建物内に送り出されてしまうのを防ぐためです。(自家発電の設置されている施設は停止せず動き続けるので、建物内に漏水があった場合、流れ出てしまう可能性がある)

受水槽に残った水は下部にある排水（ドレン）バルブを開けバケツ等で取り出すか、上部の蓋（マンホール）からサイフォンを利用しホースで取り出す方法などがあります。

※ 受水槽の底部には沈殿物があることが多いので飲料水に利用の場合は、濁りが無いか確認してから使用してください。



様 式

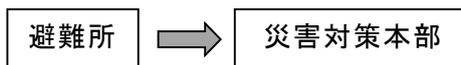


①

## 避難所状況報告書（第1報(参集後すぐ)）

市災害対策本部：FAX 0743-75-4000 ☎ 0743-75-4015、4016、4017

避難所名				
開設日時		月	日	時 分
送信者名				
報告日時		月	日	時 分
通信可能手段		FAX 番号 ( )		
		電話番号 ( )		
		メールアドレス ( )		
		その他 ( )		
避難人数		約 人	避難世帯	約 世帯
周 辺 の 状 況	建物安全確認	未実施 ・ 安全 ・ 要注意 ・ 危険		
	人命救助	不要 ・ 必要 (約 人) ・ 不明		
	延焼	なし ・ 延焼中 (約 件) ・ 大火の危険		
	土砂崩れ	未発見 ・ あり ・ 警戒中		
	ライフライン	断水 ・ 停電 ・ ガス停止 ・ 電話不通		
	道路状況	通行可 ・ 渋滞 ・ 片道通行 ・ 通行不可		
	建物倒壊	ほとんどなし ・ あり (約 件) ・ 不明		
緊急を要する事項 (具体的に箇条書き)				
参集した市職員名				
参集した施設管理者名				
災害対策本部受信者名				

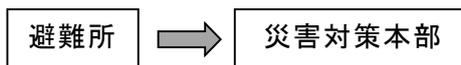


②

## 避難所状況報告書（第2報(3時間後)）

市災害対策本部：FAX 0743-75-4000 ☎ 0743-75-4015、4016、4017

避難所名				
開設日時		月	日	時 分
送信者名				
報告日時		月	日	時 分
通信可能手段		FAX 番号 ( )		
		電話番号 ( )		
		メールアドレス ( )		
		その他 ( )		
避難人数		約 人	避難世帯	約 世帯
周 辺 の 状 況	建物安全確認	未実施 ・ 安全 ・ 要注意 ・ 危険		
	人命救助	不要 ・ 必要 (約 人) ・ 不明		
	延焼	なし ・ 延焼中 (約 件) ・ 大火の危険		
	土砂崩れ	未発見 ・ あり ・ 警戒中		
	ライフライン	断水 ・ 停電 ・ ガス停止 ・ 電話不通		
	道路状況	通行可 ・ 渋滞 ・ 片道通行 ・ 通行不可		
	建物倒壊	ほとんどなし ・ あり (約 件) ・ 不明		
緊急を要する事項（具体的に箇条書き）				
参集した市職員名				
参集した施設管理者名				
災害対策本部受信者名				



③

## 避難所状況報告書（第3報(6時間後)）

市災害対策本部：FAX 0743-75-4000 ☎ 0743-75-4015、4016、4017

避難所名				
開設日時		月	日	時 分
送信者名				
報告日時		月	日	時 分
通信可能手段		FAX 番号 ( )		
		電話番号 ( )		
		メールアドレス ( )		
		その他 ( )		
避難人数		約 人	避難世帯	約 世帯
周 辺 の 状 況	建物安全確認	未実施 ・ 安全 ・ 要注意 ・ 危険		
	人命救助	不要 ・ 必要 (約 人) ・ 不明		
	延焼	なし ・ 延焼中 (約 件) ・ 大火の危険		
	土砂崩れ	未発見 ・ あり ・ 警戒中		
	ライフライン	断水 ・ 停電 ・ ガス停止 ・ 電話不通		
	道路状況	通行可 ・ 渋滞 ・ 片道通行 ・ 通行不可		
	建物倒壊	ほとんどなし ・ あり (約 件) ・ 不明		
緊急を要する事項（具体的に箇条書き）				
参集した市職員名				
参集した施設管理者名				
災害対策本部受信者名				

様式2

(避難所名 \_\_\_\_\_ )

No. \_\_\_\_\_

避難者名簿 (世帯単位)

班 \_\_\_\_\_

入所日	年 月 日	避難状態		避難所・テント・車・帰宅困難者 在宅被災者・その他( )	
所属自治会名					
ふりがな 氏 名		年齢	性別	住 所	
世帯代表者			男・女	電話番号 ☎ ( )	避難情報 あなたの家族は全員避難していますか？ イ. 全員避難した ロ. まだ残っている → どなたですか？ ( ) ( ) ( ) ( )
ご家族			男・女		
ここに避難した人の分だけ書いてください。			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
家屋の被害状況		全壊・半壊・一部損壊 断水・停電・ガス停止 電話不通	車 (車中避難者のみ)	車種 色 ナンバー	
ご家族に、特別な食事(アレルギー、乳児、宗教的理由等)の要否、入れ歯やめがねの不備、病気などの特別な配慮を必要とする方がいるなど、注意点があればお書きください。					
安否の問い合わせがあったとき、住所、氏名を答えてもよいですか？				はい ・ いいえ	
退所日	年 月 日				
転出先 住所 (氏名) ☎ ( )					
備 考					

## 避難所ペット登録台帳

	飼育者		ペ ッ ト				備 考 (退所日など)
	氏 名	班	ペットの種類	性別	体格	毛色	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

様式4-1

## 食料供給関係受信票 兼 処理票

No. \_\_\_\_\_

避難所	発信日時 月 日 午前・午後 時 分	
	避難所	避難所名（住所）
	依頼	発注依頼者 <span style="float: right;">☎ F A X</span>
	所	避難者用 食 } 計 食 うち 柔らかい食事 食 在宅被災者用 食 }
その他の依頼内容		
災害対策本部	受信者名	災害対策本部食料担当 受信票受取者名
	処理日時 月 日 午前・午後 時 分	処理担当者
	処理結果・内容	
	避難者用 食 } 計 食 うち 柔らかい食事 食 在宅被災者用 食 }	
	発注業者	☎ F A X
	配送業者	☎ F A X
避難所到着確認時間 月 日 午前・午後 時 分	処理担当者	

- 依頼はFAXで行うことを原則とする。
- FAXでの依頼を行うことができない場合は、必ず控えを残す。
- 避難所の市職員は、受領時にその旨を市町村災害対策本部へ連絡する。
- 生駒市災害対策本部の担当者は、受領確認時に様式4-2「食料処理台帳」に記入する。
- 避難者用の中には、市職員、施設管理者の人数も含めるものとする。

様式5

# 事務引継書

避難所名 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

引継時間		
引継者	前任者	後任者
避難者の状況		
避難者からの要望事項		
行政等の対応状況		
ボランティアの対応状況		
打合せ事項		
その他		

様式6

# 避難所運営委員会名簿

避難所名 \_\_\_\_\_

**【運営管理責任者】**

会長		
副会長		
市職員		
施設管理者		

**【避難所運営係】** (各係長 1 名に◎印、副係長に○印を付ける)

	氏 名	班	氏 名	班
総務係				
名簿係				
食料係				
物資係				
救護係				
衛生係				
連絡・広報係				
屋外係				

**【班代表】**

班	氏 名	班	氏 名

様式7

# 避難所記録

月 日 ( )					天気		
人 数	就寝 (宿泊)	食 事			新規入所者数		
		朝	昼	夜			
班					退所者数		
班							
班					献立 朝		
班							
班					昼		
班							
班					夜		
班							
班					避難所運営委員会議題（連絡事項・検討事項ほか）		
班							
班							
班							
班							
班							
班							
班							
班							
班							
合計							
備考							

様式8

## 外 泊 届

氏 名		班
外泊期間	年 月 日 ~ 年 月 日	(計 日間)
同行者等		
緊急の場合の連絡先 (希望者のみ)		

## 鍵管理・緊急時連絡先一覧

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日現在

カギの管理		具体的には避難所運営組織で決めてください。			
①	氏 名	所 属	☎	カギの所在場所	到達時間
①					
②					
③					
④					
市役所 ( _____ 課)					

避難所周辺の緊急連絡先					
① 病院	〔 _____ 〕	☎	.....	FAX	.....
	〔 _____ 〕	☎	.....	FAX	.....
	〔 _____ 〕	☎	.....	FAX	.....
	〔 _____ 〕	☎	.....	FAX	.....
② 消防署 消防団	〔 _____ 〕	☎	.....	FAX	.....
	〔 _____ 〕	☎	.....	FAX	.....
③ 警察	〔 _____ 〕	☎	.....	FAX	.....
	〔 _____ 〕	☎	.....	FAX	.....
④ 電気	〔 _____ 〕	☎	.....	FAX	.....
	〔 _____ 〕	☎	.....	FAX	.....
⑤ ガス	〔 _____ 〕	☎	.....	FAX	.....
	〔 _____ 〕	☎	.....	FAX	.....
⑥ 上水道	〔 _____ 〕	☎	.....	FAX	.....
	〔 _____ 〕	☎	.....	FAX	.....

生駒市災害対策本部 <災害時のみ>  
**☎ 0743-75-4015、4016、4017      FAX 0743-75-4000**

注)カギは出来るだけ学校の近くの人に持ってもらってください。

注)カギを持っている人は、発災したら「まず、かけつけてください」

## IV 広域災害（南海トラフ巨大地震等）対策計画

### 第1章 総則

#### 1 計画の目的

本計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に備えるため、国が公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定」（平成24年8月及び平成25年3月公表）及び「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」（平成25年5月公表）に基づき、本市における南海トラフ巨大地震等の広域災害対策の推進を図ることを目的とする。

なお、本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定める計画とみなすものとする。

#### 2 基本的な考え方

本計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、市民一人一人ができる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方に基いて「自助」の取り組みを推進するとともに、地域や企業等における「共助」の取り組みを促進し、県及び市による「公助」との連携・協働を図るため、市民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

なお、本計画は、南海トラフ巨大地震の特質を考慮し、以下の点に留意する。

- ① 自立した災害対応と近隣府県への支援
- ② 地震防災対策の推進
- ③ 計画的かつ早急な予防対策の推進
- ④ 地震の時間差発生による災害の拡大防止

#### 3 防災関係機関が行う事務又は業務の大綱

市域に係る地震防災に関して、市域の防災関係機関の処理すべき事務、又は業務の大綱については、「第1編第5章」に準じる。

## 第2章 予防計画

### 1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

市は、南海トラフ巨大地震等による広域災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき県が策定する「奈良県地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、事業を推進する。

### 2 防災訓練計画

市は、南海トラフ巨大地震等、広域に被害が及び災害が発生したときにおいて、市民、県、防災関係機関等が防災活動を的確に実施できるよう、「第2編第1章第1節」に準じて、防災訓練を実施する。

そのほか、市は、県と連携し、南海トラフ巨大地震等を想定した広域応援訓練にするなど、広域応援体制の構築に努める。

### 3 地震防災上必要な防災知識の普及計画

市は、自主防災会、企業等、県、防災関係機関等と協力して、「第2編第1章第1節」に準じて、防災知識等の普及を実施するほか、以下により南海トラフ巨大地震等の防災上必要な防災知識の普及を推進する。

#### (1) 市職員及び防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及

南海トラフ巨大地震に備えて、特に次の事項を含む内容で研修受講等を促進し、必要な防災知識の普及に努める。

- |   |  |
|---|--|
| ア | 南海トラフ沿いで発生した既往地震及びその被害の歴史に関する知識  |
| イ | 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識  |
| ウ | 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識  |
| エ | 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、以下の点に留意したもの。<br>(ア) 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害<br>(イ) 膨大な数の避難者の発生<br>(ウ) 被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響<br>(エ) 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足<br>(オ) 電力・燃料等のエネルギー不足<br>(カ) 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生<br>(キ) 復旧・復興の長期化 |
| オ | 地震に関する一般的な知識   |
| カ | 地震が発生したときに具体的にとるべき行動に関する知識   |
| キ | 職員等が果たすべき役割  |
| ク | 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識   |
| ケ | 今後地震対策として取り組む必要のある課題   |

## (2) 市民に対する防災知識の普及

南海トラフ巨大地震に備えて、特に次の事項を含む内容で、市民に対する防災上必要な教育及び広報の実施に努める。

- ア 地震発生時における地域の災害危険箇所
- イ 過去の地震災害の事例及びその教訓
- ウ 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難勧告の発令基準など避難に関する知識
- エ 家庭における災害予防や安全対策（食料や生活必需品等の備蓄、非常持ち出し品の準備等）
- オ 災害発生時の行動（家族の安否確認、出火防止等）
- カ 緊急地震速報の活用など正確な情報入手の方法
- キ 住宅の耐震診断・耐震改修の必要性（家具の固定、ブロック塀の倒壊防止対策等を含む）
- ク 南海トラフ巨大地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、出火防止対策、家族の安否確認、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- ケ 緊急地震速報の活用など正確な情報入手の方法
- コ 住宅の耐震診断・耐震改修の必要性（家具の固定、ブロック塀の倒壊防止対策等を含む）
- サ 南海トラフ巨大地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
  - (ア) 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
  - (イ) 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
  - (ウ) 電力・燃料等のエネルギー不足
  - (エ) 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生 等

## (3) 学校教育における地震防災上必要な防災知識の普及計画

南海トラフ巨大地震に備えて、特に次の事項を含む内容で、学校教育を通じた防災知識の普及に努める。

- 1) 教育・指導（防災訓練の実施を含む）の内容
  - ア 南海トラフ巨大地震等に関する知識
  - イ 地震・津波及びそれに伴う原子力災害に関する一般的知識
  - ウ 地震発生時の緊急行動
  - エ 応急処置の方法
  - オ 教職員の業務分担
  - カ 児童生徒等の登下校（園）時等の安全確保方法
  - キ 学校（園）に残留する児童・生徒等の保護方法
  - ク ボランティア活動
  - ケ その他
- 2) 教育・指導の方法
  - ア 教育活動全体を通じた児童・生徒等への地震防災教育
  - イ 研修等を通じた教職員への地震防災教育
  - ウ P T A 活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底
- 3) その他
  - ア 防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

## 4 地域防災力の向上に関する計画

南海トラフ巨大地震では、広域的、かつ甚大な被害が予想されるため、市は、市民、企業、自主防災会、N P O 等に対して、主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が重要である旨を周知し、連携を強化推進する。

### (1) 自主防災会の災害対応能力の向上

市は、「第2編第1章第2節」に準じて、地域防災力の向上を図るほか、南海トラフ巨大地震に備えて、特に次の行動を重点的に実施し、自主防災会の災害対応能力の向上を図る。

- |   |                                  |
|---|----------------------------------|
| ア | 南海トラフ巨大地震の特性およびその対策についての知識の普及    |
| イ | 自主防災会が主体となり実施する訓練に対する支援          |
| ウ | 長期の孤立や物資不足時に活用可能な地域の人的・物的資源の事前確認 |
| エ | 自主防災会同士の連携の促進                    |

## (2) 企業等の災害対応能力の向上

市は、南海トラフ巨大地震による企業等の被害を最小限にするため、「第2編第1章第3節」に準じて、企業等との情報交換や連携体制の強化に努める。

## 5 広域かつ甚大な被害への備え

### (1) 建築物の耐震性の確保

市は、「第2編第3章第3節」に準じて、建築物の耐震に関する予防対策を実施するとともに、特に南海トラフ巨大地震に備えて、次の対策の実施を推進する。

- |                         |                                       |
|-------------------------|---------------------------------------|
| 1) 住宅の耐震化促進等            |                                       |
| ア                       | 住宅の新築やリフォーム等の機会を活用した住宅の耐震化に関する意識啓発の実施 |
| イ                       | 地震ハザードマップの整備                          |
| ウ                       | 耐震診断の実施                               |
| エ                       | 効果的な耐震補強の普及等、住宅補強や建て替えを促進する対策の実施      |
| 2) 多数の者が利用する建築物等の耐震化促進等 |                                       |
| ア                       | 耐震知識の普及・啓発                            |
| イ                       | 耐震診断が義務化された建築物の所有者への周知                |
| ウ                       | 耐震診断に対する助成制度の充実                       |
| 3) 非構造部材の耐震対策           |                                       |
| ア                       | 既存建築物の天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進   |

### (2) 長周期地震動対策

市は、国、県、関係事業者等が連携して実施する長周期地震動の構造物に及ぼす影響についての調査研究等に可能な限り協力する。

### (3) 斜面崩壊対策、液状化対策

市は、南海トラフ巨大地震に備えて、「第2編第3章第2節」、「第2編第3章第3節」に準じて、斜面崩壊、液状化等に関する予防対策に努める。

### (4) 時間差発生による災害の拡大防止

市は、県と協力して、南海トラフで発生する地震について、複数の大規模な地震が数時間から数年の時間差で発生する可能性があることや地震が連続発生したときに生じる危険性について広報するなど市民意識の啓発に努める。

また、地震後の応急危険度判定活動が速やかに実施できるように、「第2編第3章第3節」に準じて、応急危険度判定の実施体制の充実を図る。

### (5) 帰宅困難者対策

南海トラフ巨大地震発生時は、交通機関が長期かつ広範囲にわたり不通になる可能性があるため、市は、「第2編第3章第3節」に準じて、帰宅困難者対策を一層推進する。

### 第3章 応急対策計画

#### 1 災害対策本部等の設置

市は、南海トラフ巨大地震が発生したときは、「第3編第1章第2節」に準じて、災害対策本部等の設置を行う。

#### 2 地震発生時の応急対策

市は、南海トラフ巨大地震が発生したときは、次の各節に準じて、必要な応急対策を行う。

応急対策		実施内容
地震発生時の 応急対策	地震情報の収集・伝達	第3編第2章第1節に準じる。
	早期災害情報の収集	第3編第2章第1節に準じる。
	被害状況、避難状況等の調査・報告	第3編第2章第1節に準じる。
	施設の緊急点検・巡視	第3編第2章第1節に準じる。
	二次災害の防止	第3編第3章第4節に準じる。
資機材、人員等 の配置手配	資機材等の調達手配	第3編第2章第3節に準じる。
	人員の配置	第3編第2章第3節に準じる。
	災害応急対策等に必要資機材及び人員の配置	第3編第2章第3節に準じる。
他機関に対する 応援要請	応援要請	第3編第2章第3節に準じる。
消火活動	出火防止・初期消火	第3編第3章第2節に準じる。
	消防活動	第3編第3章第2節に準じる。
	消防応援、受援体制の整備	第3編第3章第2節に準じる。
医療救護	医療救護活動	第3編第3章第3節に準じる。
	健康管理に関する活動	第3編第3章第3節に準じる。
	在宅難病患者に関する活動	第3編第3章第3節に準じる。
	メンタルヘルスに関する活動	第3編第3章第3節に準じる。
緊急輸送	輸送力の確保	第3編第2章第2節に準じる。
防疫・保健衛生	防疫・保健衛生活動	第3編第4章第5節に準じる。
	防疫・保健衛生用資機材の確保	第3編第4章第5節に準じる。
物資等の確保	物資調達	第3編第4章第3節に準じる。

## 第4章 広域災害対策計画

### 1 広域防災体制の確立

市は、南海トラフ巨大地震等の広域的な災害に備え、「第2編第2章第2節」に準じて、広域防災体制を確立する。

また、関係機関や市外からの応援部隊が円滑に活動できるよう、応急・復旧期までを見据えた受援計画を作成し、応援先・受援先の指定、連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の整備に努める。

なお、市の被害が軽微であるときは、被害の甚大な地域へ支援を行うため、あらかじめ県と必要な手続きなどについて調整を図る。

### 2 遠隔市町村との連携

市は、南海トラフ巨大地震が発生すると近隣市町の多くが被災する可能性があるため、大災害が発生してもお互いが同時に被災する可能性が少ない遠隔にある市町村との連携に努める。

### 3 被災地への人的支援

市は、医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数をあらかじめ把握しておき、災害時における応援協定や全国市長会等からの要請に基づき、被災地に迅速に職員を派遣できるようにする。

### 4 広域避難者の受入れ体制の整備

市は、被害が軽微なときは、県と連携し、甚大な被害を受けた近隣府県等からの避難者の受け入れ及び生活支援を行うため、県と連携して支援体制の構築を図る。

また、大量の被災者を長期間受け入れるときを想定して、旅館、ホテル等宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を進める。

### 5 広域避難者への対応

市は、広域避難者に対し、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置等により、きめ細かく避難者のニーズを把握し、生活全般の対応が行えるよう、県、他市町村、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア等と連携に努める。